

平成29年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第21号）						
招集年月日	平成30年3月6日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成30年3月6日 午前10時00分			議長	山口和幸
	散会	平成30年3月6日 午後3時32分			議長	山口和幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	3番 加賀山 瑞津子 4番 橋本 誠					
出席した議会書記	事務局長 片山 守 事務局書記 林 敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	中村富人	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	神田利久	○	農業振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設林業 課長	坂本健一郎	○
	生活福祉 課長	竹下正男	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	上村哲夫	○	農業委員会 事務局長	大林弘幸	○
	健康推進 課長	岡部和平	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第21号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 定例日の会議日程報告
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告及び教育行政報告
日程第 5 議会活性化特別委員会の中間報告について
日程第 6 ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会の中間報告について
日程第 7 施政方針説明
日程第 8 議案第49号 第2次あさぎり町総合計画後期基本計画について
日程第 9 議案第50号 あさぎり町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第10 議案第51号 あさぎり町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第52号 あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第53号 あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第54号 あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第55号 あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第56号 あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16 議案第57号 あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17 議案第58号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18 議案第59号 あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第19 議案第60号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20 議案第61号 あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21 議案第62号 あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22 議案第63号 あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23 議案第64号 あさぎり町おかどめ幸福駅売店条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24 議案第65号 あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25 議案第66号 球磨郡公立多良木病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第26 議案第81号 あさぎり町おかどめ幸福駅売店の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 定例日の会議日程報告
日程第 3 諸般の報告

- 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
- 日程第 5 議会活性化特別委員会の中間報告について
- 日程第 6 ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会の中間報告について
- 日程第 7 施政方針説明
- 日程第 8 議案第 49 号 第 2 次あさぎり町総合計画後期基本計画について
- 日程第 9 議案第 50 号 あさぎり町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 51 号 あさぎり町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 52 号 あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 53 号 あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 54 号 あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 55 号 あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 56 号 あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 57 号 あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 58 号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 59 号 あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 60 号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 61 号 あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 62 号 あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 63 号 あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 64 号 あさぎり町おかどめ幸福販売店条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 65 号 あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 66 号 球磨郡公立多良木病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 26 議案第 81 号 あさぎり町おかどめ幸福販売店の指定管理者の指定について

午前10時 開会

●議会議務局長（片山 守君） 起立、礼、おはようございます。着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成29年度あさぎり町議会第8回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって、3番、加賀山瑞津子議員、4番、橋本誠議員を指名します。

日程第2 定例日の会議日程報告

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営については、議会運営委員会が開催されておりますので、ここで小出議会運営委員長の報告を求めます。

○議員（6番 小出 高明君） おはようございます。議会運営委員会より報告いたします。先週2月27日火曜日午前10時より議事堂研修室におきまして、議会運営委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。本定例日の会議日程については、お手元に配付のとおり、本日より3月16日金曜日までとすることといたしました。会議に付する事件については、今回は33議案及び26件の同意提案が予定されておりますが、すべての議案を本会議において審議することといたします。なお、今回定例日では、町長より示される新年度施政方針を受けての一般質問を行うため、会議日程の変更を行っております。具体的には一般質問を日程後半に行うこととし、まず、本日は町長の施政方針の説明の後、議案第49号から第66号及び議案第81号の提案理由説明と、審議採決を行います。あす7日は、議案第67号から第72号の平成29年度補正予算の提案理由説明と審議採決、並びに議案第73号から第80号までの平成30年度一般会計各特別会計予算の提案までを行います。8日、9日、12日の3日間、議案第73号から第80号まで、当初予算について詳細説明と質疑を行います。8日は建設経済常任委員会所管分、9日は税務課を除く総務文教常任委員会所管分、12日は厚生常任委員会所管課と税務課分といたします。なお、10日及び11日は、休日のため休会といたします。今回も各課より、説明補助職員として課長補佐の出席を認めておりますので、詳細な質疑については、極力この3日間に済ませていただきますようお願いいたします。また、役場の人事異動内示により、総務課及び新課長予定者も勉強のため参加いたしますので、よろしくお願いいたします。各課長をはじめ説明員におかれましては、説明資料の活用なども含め、簡潔で明瞭な説明や答弁を改めてお願いいたします。引き続き、13日から14日の2日間で一般質問を行うことといたしました。今回は12名の議員の登壇が予定されておりますが、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう議員各位の御奮闘を期待いたします。また、翌15日は、同意2号から同意27号まで26件の同意について提案理由説明と審議採決を行うことといたします。最終日16日は、議案第73号から第80号までの当初予算の総括質疑と採決を行います。また、追加日程や議員発議案件が予定される場合は、審議のほどよろしくお願いいたします。昨年12月以降に受けた陳情書等は今回はありませんでした。その他議会運営については、議会運営の指針の定めのとおりでありますので、議員各位の御協力をお願いいたします。以上、議会運営委員会の報告を終わります。

◎議長（山口 和幸君） したがって、委員長報告のとおり、今定例日の日程は本日から3月16日までとします。

日程第3 諸般の報告

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。まず私議長から報告いたします。お手元に配付のとおりでございますが、一、二点お話し申し上げます。昨年の12月18日に中学生によります1日議会を開会させていただきましたが、参加いただきました中学生の皆さんにつきましましては、大変貴重な経験をされたものというふうに思っております。そのことがやはり政治に対する関心を高めていただきまして、これからの中学生たちの人生につきまして、大いに役立つものと信じております。さらには、経験をいたしました中学生たちができるならば、地域の政治に関わっていただけるとありがたいなというふうに思ったところでもございました。それからあけて1月の25日に議会報告会をいたしました。今回、数多くの方、町民の方が御参加いただきまして、様々な意見をいただき、大変私としましては、貴重な報告会になったもの

というふうに思っております。この席で出ました町民の皆さん方の意見をしっかりと受けとめて、これからの議会活動をやっていくということにその思いを強くしたところでもございました。それから、2月の23日に郡の町村議長の研修で知事公室の危機管理防災課の危機管理防災企画監の有村先生からの御講演をいただきました。町村防災とはということで、大変貴重な講演をいただいたものというふうに思っております。やはりしっかりとした備えをしていくということが大事であるということを感じたところでございます。球磨郡内におきましてもせんだっては、鳥インフルで大変な経験をいたしました。しかし、日ごろの備え、あるいは訓練等が生きてあれだけで収めきったというような貴重な経験もいたしておりますので、やはり備えをする上では、訓練等も含めて、様々なことにしっかりと取り組んでいくと、早目早目の取り組みが大変必要だということを感じたところでもございました。以上で議長からの報告を終わらせていただきます。次に本日までで受理した平成29年12月定例日以降の請願書陳情書についてはありません。例月現金出納検査については12月定例日以降の指摘事項はありません。検査報告書は事務局に保管してありますので閲覧していただきたいと思っております。以上で議長の報告を終わります。次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。永井委員長。

○総務文教常任委員長（9番 永井 英治君） おはようございます。総務文教常任委員会の報告をいたします。1月22日月曜日、昨年12月議会において採択されておりました請願書、防災対策基本条例の制定についてを議題として、担当課の総務課と審議をしております。災害に強いまちづくりを目的として、町民の皆様理解しやすいような目標理念を掲げるための条例の制定という観点から、今後の方針としまして、町民からの意見や、町内の9名の防災士の方からも専門的な見地からのアドバイス等をいただくために、まずは条例化に向けた協議をする場を設けて今後進めていくということを委員会として確認をしております。他に地域活性化交付金、それから、議会報告会、報告資料についても審議をしております。2月20日火曜日、所管事務の調査といたしまして、学校運営協議会について教育課より説明を受け審議をしております。これは、これまでの学校地域づくり協議会を設置しておりました熊本型コミュニティスクールが30年度より学校運営協議会を設置しましたコミュニティスクールに変わりました。学校運営協議会は、これまでの学校地域づくり協議会に比べて、より大きな責任と権限が法で規定されるという説明を受けております。委員会としましては、学校運営を協議会を中心としまして、保護者や地域の皆さんとともに、よりよい学校にしたいとのお見込みでございました。続きまして小学校運動部活動の社会体育移行について、社会体育移行検討委員会の答申と社会体育移行に係る基本方針、指導者の募集状況等の説明を受けております。委員からは、答申にもあるとおり、指導者の確保と資質の向上に向けた取り組みを早急かつ継続的にやってほしいという意見でありました。他に7つの案件がありましたが、その後の全協でも審議されておりますので、説明は割愛させていただきます。3月1日、木曜日、所管事務の調査としまして、行政区への財産の無償譲渡について説明を受け審議をしております。現在、消防詰所など部の統合があれば空いていく詰所などの施設を地区で使用してほしいという要望が出ているということから、規則の改正をしたいと説明を受けております。委員からは、無償譲渡か無償貸付か現状では大変難しい判断になると思っておりますが、しっかりとした対応望むとの意見でございました。同日、建設経済常任委員会との合同委員会において、あさぎり町産業用地分譲条例の制定について審議をいたしました。この件は本日の全協で説明を受けますので割愛させていただきます。以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（山口 和幸君） 次に、厚生常任委員会の報告を求めます。奥田委員長。

○厚生常任委員長（12番 奥田 公人君） おはようございます。厚生常任委員会報告を行います。少々長くなりますので、御辛抱よろしくお願ひします。平成30年1月15・16日に鹿児島県いちき串木野市、垂水市、南さつま市の視察研修を行いました。いちき串木野市のころばん体操の取り組みですが、平成26

年度に地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業として、住民主体で運営する週1回のころばん体操を計画され、事業の積極的な展開のために職員は土日を問わず住民説明会に出向き手を挙げられた地区すべての公民館を通いの場として3年間で大きな成果を上げておられました。委員からは、あさぎり町でも現在実施しているいきいき100歳体操を充実し、週1回の開催とリーダー育成にも努めてほしいとの意見がありました。垂水市の地域包括ケアシステムの概要と取り組みですが、高齢化率39.8%で、ここは老人保健施設を改修し、高齢者自立へ垂水研究を医師との連携で立ち上げられ全国モデルのまちづくりを進めています。また鹿児島大学医学部との連携で広域的な研修も積極的に研修生を受け入れ、人材育成事業を通じた人材確保対策にも努力されています。委員からは、あさぎり町健康づくりに対しては、郡の医師会や、公立多良木病院企業団との医師等の連携を図ってほしいとの意見がありました。南さつま市の健康ポイント事業の取り組みですが、医療費が鹿児島県内1位、脳血管疾患が国と県の基準を大きく上回っているということから、40から64歳までを対象とした健康元気度アップ事業で、本人が目標や行動目標を設定し、記録するチャレンジシートでポイントがたまると商品券引換券と交換する仕組みで、期限は1年以内です。若年層からの自覚予防として取り組みをされており、65歳以上の対象者には、よか湯だな～事業で36枚綴りの1枚200円の入浴券の補助事業を展開されていました。委員からは、南さつま市のようにグループによるポイントもやるのもよいのではないかとということと、特定健診の補助率を上げて、受診率を上げる取り組みを行ってほしいとの意見がありました。この研修を通じて今後のあさぎり町の発展につなげてほしいと思います。続きまして、所管事務の調査で、2月20日午前9時より、白髪岳会議室で行いました。球磨郡公立多良木病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について球磨郡公立多良木病院企業団、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するためには、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、第3条に次の1号を加える。(9)9項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に基づく、短期入所事業の運営、附則 この規約は知事の許可の日から施行する。(2)あさぎり町指定委託、介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について高齢福祉課より改正の内容としてサービス提供による基本方針を満たすための事業所運営基準となるべき次の事項等を条例で定めるものです。①指定居宅事業支援事業による介護支援専門員の委員数及び管理者の基準。②指定居宅介護支援事業者の運営に関する基準は、内容及び手続の説明及び同意、提供拒否の禁止、要介護認定申請に係る援助。指定居宅分、介護支援の取扱方針、管理者の責務、運営規程、秘密保持、事故発生時の対応、記録の整備。施行日は平成30年4月1日、今回の条例改正により平成30年4月1日より指定居宅支援事業所の指定権限がこれまでの熊本県、政令指定都市などから市町村に移譲されることとなります。次に、(3)あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(第7期あさぎり町介護保険事業計画について)高齢福祉課。改正の内容は、介護保険法(平成9年法律第123号)、第117条及び第129条の規定に基づき、全国の市町村で平成30年度から平成32年度までの3年間の所得段階別の保険料率等の改正を行うものです。改正法による、介護保険法(平成9年法律第123号)第202条及び第203条の改正により市町村の質問検査権について第2号、被保険者の配偶者もしくは、第2号被保険者の属する世帯の世帯主その他のその世帯に属する者またはこれらであったものについても、これらの者が適正な理由なしに、物件の提出を命ぜられて、これに従わない場合には、条例で10万円以下の過料を課する規定を設けることができるとされたものです。施行期日は平成30年4月1日となっております。(4)あさぎり町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、高齢福祉課。制定の内容は、厚生労働省による省令の一部改正に伴い、関係する三つの町条例の改正を行うものです。以下改正の主な概要として、①開業医療院の創設を明記。②身体束縛等の適正化を明記。③地域包括支援センターの機能強化に関する事

項等を明記。施行期日は平成30年4月1日となっております。(5)平成30年度国民健康保険税の税率について税務課より、あさぎり町の国民健康保険特別会計は歳入歳出それぞれ20億5,015万1,000円とし、前年度と比較して5億5,500万円の減となります。要因としては、平成30年度から、国保運営の県単位に伴い、高額医療費共同事業を実施しないことによる歳入歳出それぞれの減額が大きいものとなっています。また、県単位化に合わせて予算科目の見直しを行い、財政調整基金による財源の確保が見込めるため、予備費を計上しないこととします。歳入は医療費に係る国の負担分である療養給付費負担金が熊本県の歳入となることから、国庫支出金が5億5,000万円の減額となり、被保険者の医療費の財源として、国庫負担分と前期高齢者交付金・退職者医療制度に係る療養給付費等交付金を含む県支出金が13億6,400万円となっています。また、今年度は被保険者の保険税負担を軽減するため、財政調整基金から2,500万円を繰り入れることとしています。歳入は、被保険者の医療費に係る保険給付費が約7割を占め、14億900万円となり、1人当たりでは、前年度比約3%の伸びですが、被保険者数を前年度比マイナス4%と見込み、総額では前年度比1億6,300万円の減額となっています。また、県単位化による熊本県への納付金として、後期高齢者支援金・介護納付金等を含む国民健康保険事業納付金が新たに設けられ、熊本県が算定した約6億円を計上しています。(6)指定管理返還金について、ヘルシーランド・ふれあい福祉センター・高山荘。生活福祉課より、指定管理委託料の増額または減額として町の求めに応じ、指定管理者が実施する事業を変更した場合及び社会経済情勢の大幅な変動があった場合は、町と指定管理者の協議により、指定管理委託料を増額または減額できるものとする。ヘルシーランドで123万5,000円。温華乃遥温泉で294万4,000円。高山荘で3万4,000円となっております。合計返還金は421万3,000円となります。(7)ふれあい福祉センター再編に係る意見聴取について、生活福祉課。①第1回ふれあい福祉センター再編に係る意見交換会が、平成30年1月31日午後7時より、ふれあい福祉センター交流室で実施され、代表者15名中14名が参加し、活発な意見が出されました。委員からは、ボルダリングの施設やスポーツジムが必要ではないかとか足湯や子供が遊べる施設をつくってほしい、老人会のマージャン施設をつくってほしい、温泉水を活用してほしい、食堂をつくってほしいなどの意見が出されました。②第2回ふれあい福祉センター再編に係る意見交換会は、平成30年2月22日午後7時よりふれあい福祉センターの交流室で実施され、代表者15名中12名の参加があり、A健康(食・運動)、B交流(居場所・娯楽・学習)、C活用既存施設の活用・町の資源の活用等の三つのグループに分かれてワークショップ、ワールドカフェ方式で実施され、それぞれ活発な意見が出されました。次に、(8)中球磨幼稚園改築整備事業及び認定こども園について、生活福祉課より。事業者は、学校法人中球磨学園、認定こども園中球磨幼稚園、定員30名。事業内容として、老朽化により既存の園舎を解体し改築、工期は7カ月。平成30年1月、所要額調査票を県に提出する。補助率(保育所部分)補助基準額の国50%町25%事業者25%、ただし、過疎計画に基づく事業であるため、補助基準額の国55%町25%事業者20%、(幼稚園部分)補助基準額の県50%町25%事業者25%となっております。事業者負担は総事業費1億5,444万円、国(保育所等整備交付金保育所部分)3,845万4,000円。県(認定こども園施設整備補助金、国財源幼稚園部分)2,466万円。認定こども園(防犯対策整備補助金、非常通報装置・防犯カメラ・ほか溝等の整備)306万円。町3,133万9,000円。過疎債2,980万円、一般財源153万9,000円となっており、こども園負担金として、5,692万7,000円となっております。今後の予定として、昨年の所要額調査を提出していないため、認定こども園施設整備補助金の確保ができていない状況であり、補助金の確保ができれば、過疎債の協議(県)が可能となるが、補助金決定が遅くなると、過疎債が使用できない可能性もあります。認定こども園移行について、認定こども園の種類として幼稚園型、幼保連携型、保育所型があります。町内の動きとしては、平成27年度に中球磨幼稚園が、平成28年度にあおぞら幼稚園が、

幼稚園型認定こども園に移行しました。早苗保育園、名称あさぎりこども園、種類が、幼保連携型となっております。定数が1号認定で教育希望が10名、2号認定の保育3歳以上が45名、3号認定の保育3歳未満が35名、合計90名、となっております現在と一緒にあります。移行希望日は、平成30年4月1日。専立寺保育園、名称専立寺こども園。種類は保育所型であります。定員が1号認定教育希望が10名、2号認定保育3歳以上が40名、3号認定保育3歳未満が40名、合計90名の現在と同定数であります。移行希望日が平成30年4月1日となっております。(9)あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、生活福祉課より。制定の内容は、現在幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定は、都道府県が行うことになっておりますが、今回指定都市に対して、事務権限の移譲が行われることとなります。このため認定こども園が一部改正され、指定都市に関する事項が2項追加されました。項ずれとなったため、認定こども園法を引用している条文を改正します。施行期日は平成30年4月1日となっております。以上で、厚生常任委員会の報告を終わります。

◎議長(山口 和幸君) 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。久保田委員長。

○建設経済常任委員長(13番 久保田 久男君) おはようございます。建設経済常任委員会の報告をいたします。12月定例会後、お手元の資料に記載してありますとおり4回の委員会を開催しております。全員協議会での審議案件については省略いたします。主な案件に絞って報告いたします。平成29年12月21日、有機センター施設及び機械等の状況確認ということで現地視察調査を行っております。新原社長、土浦センター長の案内で、施設内の現況と更新及び改修予定の機械等を視察、説明を受けました。建物を含め腐食老朽化が進み、これまで補修修繕しながら使用されてきました。堆肥の製造については、販売良好で順調に搬出されていまして。現地視察後、議場研修室において、社長、センター長と今後の更新計画等について意見交換会を行いました。有機センターは指定管理期限が平成31年3月31日となっており、これまで管理料0円でやってきておられ生ごみ堆肥を新たな商品として販売され、順調に伸びてきているとのこと。センターとしては、心臓部であるかくはん機の更新、その他の機械等の更新を終えた後、今後とも指定管理、あるいは無償貸与等を含め、前向きに検討したいとの考えを表明されたところです。これらの件については、今議会予算審議、また同僚議員の一般質問等でも議論されますのでここで終えます。平成30年2月15日、委員会付託案件については、それぞれ百太郎溝沿線通学道路の拡幅改善要望については、地権者の特定用地確保に期間を要する状況から、また、通学路としての安全確保のため継続とすることで委員会として決しました。町道宮床線吉井亀甲線交差点会改良要望については、交通量も多く死亡事故等も発生したことから、早期の改良は望むところですが、用地交渉等困難が予想されるとともに、交通安全施設等設置を考慮し、継続することで委員会として決しました。今年3月31日の事については、先ほど永井総務文教委員長の報告のとおりです。今日午後からの全協での協議案件となっておりますので、ここでは割愛いたします。以上で建設経済常任委員会の報告を終わります。

◎議長(山口 和幸君) 次に、人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。加賀山議員。

○人吉球磨広域行政組合議員(3番 加賀山 瑞津子さん) はい。人吉球磨広域行政組合、議会定例会について報告いたします。平成30年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が3月2日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。日程第1から第13について審議。日程第1 議席の指定については、湯前町議員の組合議員辞職により選出された黒木喜巳男議員の議席を指定。あわせて欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に指名されました。行政報告については、理事会代表理事から平成29年12月定例会から平成30年2月定例理事会の3回の理事会での審議事項についての報告がありました。また、9つの議案について一括で執行部の提案理由の説明を受け、その後、議案第8号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部

を改正する条例の制定について補足説明を受け、条例案件を先に採決し、次に、平成29年度補正予算の質疑採決を行い、原案のとおり可決し散会となりました。以上報告いたします。

◎議長（山口 和幸君） 次に、公立多良木病院企業団議員の報告を求めます。久保議員。

○公立多良木病院企業団議員（5番 久保 尚人君） おはようございます。それでは平成30年第1回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会報告をいたします。平成30年第1回定例会は3月5日に招集され、会期1日で開催されました。一般質問が1件並びに議案8件、慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。主なものを報告いたします。議案第1号、球磨郡公立多良木病院企業団事業の設置に関する条例について、当企業団として障害児者の方を対象としたいいわゆるレスパイト入院を空きベッドを利用して行う医療型短期入所事業に取り組むために条例の一部を改正するものでした。議案第2号、平成29年度企業団会計補正予算第4号について、収益において入院収益の増、外来収益の減、健診センターの収益の減、市町村負担金の変更等により、差引総額1,988万7,000円の減額補正です。費用においては、給与費、材料費の減、経費の増などによりまして、総額667万9,000円の減額補正となっております。資本的収支並びに支出においては、支出で有形固有資産購入費の847万円の減額補正とするものでした。議案第4号、平成30年度企業団当初予算について、収益においては、総額41億5,248万7,000円。費用は、総額42億8,347万2,000円。損益1億3,098万5,000円の純損失を見込んでの当初予算編成であります。病院事業では、平成29年度実績見込み数値を勘案いたしまして、1日平均入院患者数147人、外来患者数375人、老健事業では1日平均入所者数、85.7人、通所者数42.9人、健診事業では年延べ受診者数を2万6,497人、これを予算案の基礎数知としております。資本的収入は、町村負担金、補助金、有価証券売却等で総額12億3,569万9,000円。資本的支出では、機器備品購入費などの建設改良費、企業債償還金、国債購入や奨学金、貸付金の投資などで総額6億4,574万4,000円とするものでした。なお一般質問では、多良木町選出の久保田議員から、管理部門の強化について、診療報酬改定について、この二つを問われました。以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告といたします。

◎議長（山口 和幸君） 次に、上球磨消防組合議員の報告を求めます。橋本議員。

○上球磨消防組合議員（4番 橋本 誠君） おはようございます。上球磨消防議会の報告をいたします。平成30年2月28日午後1時半より、第1回定例会を開催されております。会議録署名議員の指名につきましては、5番議員、6番、永井議員を指名され、会期日程につきましては、2月28日1日限りに決定いたしました。議案5件のうちのですね、一部を説明しますが、議案5号、平成30年度上球磨消防本部、組合一般会計予算についてを含む5件の中でですね、一般会計予算は、歳入歳出総額それぞれ16億3,300万円とし、主なところでは、庁舎建設等がございます。また、あさぎり町の負担金は一般負担金2億5,562万1,000円。整備負担金と防災無線移設負担金を含む4,818万4,394円。公債費負担金2,163万1,000円となっております。議案5件を原案どおり可決いたしました。また一般質問では、あさぎり町選出の市岡議員が軽救急車の地域における必要性と導入の検討について質問を行い、吉瀬組合長の答弁で、軽救急車の配備については、高規格救急自動車の配備を継続していくことが効果的であると考えているため、現時点では導入の計画はないが、導入している近隣消防本部の状況、導入への継続検討については今後もより一層の地域の救急業務体制の充実を図る方策の一つとして導入本部研修の実施等を含め、検討を行いたいとのことでした。以上、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

日程第4 行政報告及び教育行政報告

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。まず行政報告を行います。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、私のほうから行政報告をいたします。お手元の資料に基づき、簡潔に説明し

たいと思います。1ページ中ほど、11月12日日本遺産健康ウォーキング大会を行っております。毎年です、健康ウォーキングとして、年何回かの活動を行っているところでございます。次のページ2ページです。1番上です。12月2日おどんが健康づくり大会110名の参加をもって行っております。特に「はなちゃんのみそ汁」ということですね、についてのトークショーを子ども達がみそ汁からつくれるようなそんな話をさせていただいたところでございます。その下12月3日、第23回球磨人吉消防ラッパ吹奏競技大会が行われまして、ここであさぎり町のこの消防団の方たちがですね、団体1部2部それから個人も含めて総合優勝されたということで、完全優勝をしていただきました。すばらしい演奏でありました。それから中ほど12月5日、あさぎり菓草収穫祭ということですね、株式会社ツムラ様主催によるこの生産者、人吉球磨の生産者の方たちにお集まりいただきまして、収穫祭が開催されています。ツムラ様から社長もおいでになってですね、今後もこの菓草栽培を取り組んでいきたいということで、生産者との食事会及び意見交換がなされました。3ページです。上から3段目、12月20日介護保険事業計画策定委員会におきまして、平成30年度からの3カ年計画の諮問を行っていただいたところでございます。この内容の承認されましたけど、主な内容は、介護保険料がですね現在6,100円のもの、今回は6,500円月ということで、改定では基準額の標準額が400円上がるということになりました。それから二つ下がって12月22日保育園、認定こども園の合同園長会議を行っております。現在ですね、町の4つの保育園が民営化されておりますけど、おかげさまでどの保育園もしっかりと運営いただいている。しかしながら町としても時々こういった園長会議等通してですねフォローをしているということで進めております。次のページです。4ページ目1番上です。1月11日上球磨消防団連合会放水競技大会でございます。こちらのほうもですね、あさぎり町の消防団14分団2部が優勝。これ小型ポンプのほうですけれども、14分団2部が優勝、そして13分団1部が2位ということで、これ1、2ですねこれもすばらしい成績をおさめていただきました。本当に消防団の方たちが一生懸命頑張っていることに感謝申し上げたいと思います。下から3段目ですけど、1月18日にですね、臨時の区長会を行っております。これは現在進めております、あさぎり町が行ってます地域活性化交付金事業につきましてですね、どういうふうに使った方がいいのか等々について、もう少し町の方角を示してほしいということがありまして、臨時にこの場で開催し、一定のこういうふうな使い方こういう期間でこういうふうにやっていただければという説明をし、了解を得たということでございます。5ページ目の上から2段目、1月31日から2月27日となっておりますけど、家族の介護教室ということですね、今進めております。御存じのとおりですね、最近では住宅での介護看取りまでどう行なっていくかということがですね、大きなテーマになってきておりまして、今後とも、町民の皆様の理解も得ながらですね、国の方向方針でありますこの方向に向けて取り組んでいくということでございます。2月6日から2月8日ということで、下から3段目ですが、平成29年度のミシマサイコの出荷状況でありますけど、今の見込みでいけば、ほぼ2億円程度ですね金額に行くのではないかと。生産出荷額がですね、ということで順調に販売が拡大しているということでございます。次のページをお願いします。6ページ。上から3段目、2月14日にあさぎり町農業委員候補者評価委員会が開催されまして、ここで28名の方がですね、今後の候補ということで会議で認定をしていただきました。この件につきましては、今議会において提案をさせていただく予定であります。下から3段目2月16日、食と農の交流フォーラム、第13回ですね、16だったかな。がありました。16回ですね。合併の前の年から行っておられまして、これは町のほうからは一切補助金は行っておりませんが、深田地区の方々がですね、自主的に小学校・中学生に対しまして、いろんな農産物つくることから始めましてですね、それをつくって食べる。様々なそういった体験あるいは発表を行っていただいているところでございます。今年も盛況のうちにですねこの発表会が行われました。7ページです。2段目健康講演会ということで、せきれい館でありました。非常にですね、この方、元夕張

市の診療所所長の方が森田洋之様でありますけど、講演されましたけど、これ私は行っておりませんが、担当のほうに聞きましたところですね御存知のとおり夕張市は非常に経営的な破綻がありましてですね、ベッド数は10分の1に減ったということでもあります。大いに、議員の皆様方も意外だと思っておりますね、びっくりしたことがですね、それでどういうふうに変化があったかということですね、町民の住民の皆さんたちが自分の健康は自分で守るということに大きく意識が変わりましてですね、救急車の出動も大幅に減ったとかですね、それからなんて言いますかねその介護して亡くなるんじゃないくて、老衰。いわゆるもういわゆるお年をめされてですね、自然に亡くなるというような方向にですねなっていくということでありました。ですからですね、本当にいい講演をしていただいたなと思っております。あとですね次のページに、もう一つ言っておきますね。これはちょっと伝えておきます。2月27日1番下のところですね、あさぎり町地域農業再生協議会の臨時総会をいたしております。これは大きなのはですねお米の作付面積の確認をする場があります。御存知のとおり国は今年からいわゆるお米の特別支援金をなくしましたよね。そういうことでちょっと言いますとですね、平成29年このお米の栽培実績は914ヘクタールであったということでもあります。それですね、今年の平成30年度はどれくらいの面積かということ、若干増えるということ950ヘクタール、ということですね、これJAと協議の上、今年のあさぎり町のお米の作付面積ということで、皆さんと協議して決まりました。今年の米の値段がどうなるかわかりませんが、いずれにしても国がですね米の値段は下がらないように、ある程度前年並み程度の作付けでお願いしたいというのをめどに動いているという状況であるということでございます。以下の次のページに入札関係の資料を添えてますので後でご覧いただければと思います。以上で報告を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 次に教育行政報告を行います。教育長。

●教育長（中村 富人君） お手元にあります教育行政報告の資料をもとに、絞って報告をいたします。まず1ページでございます。中ほどにあります12月9日まるまる英語デイ・キャンプ、これは本年度で6回目になりますが、例年夏休みに行っておりましたが本年度はどうしても都合がつかず、冬12月に行いました。13名の参加がございました。これはPTA行事との関係で、例年に比べると参加が少ない状況でございました。その下でございますが、12月の10日、第15回あさぎり町芸術祭。これは須恵文化ホールで例年2月に行っておりましたが、本年度は、須恵文化ホールが耐震関係の調査のために使えませんで、12月のほうに実施したということでございます。1番下でございます。12月の17日、第65回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会。これは本年度、あさぎり町は3チームが出場いたしました。Aチームが7位、Bチームが15位、Cチームが22でございます。近年では1番こう芳しくない成績に終わっております。次に2ページに行きます。上から2番目でございますが、12月の19日、くまもと県民カレッジサテライトあさぎり教室3回目でございます。これは熊本県の生涯学習センターの事業に本町が手を挙げまして、あさぎり教室を行ったものでございます。議員の皆様も多数御出席いただいております。ありがとうございます。次に、下から2番目でございますが、あさぎり町の成人式。本年度は対象者は182名、出席者は166名でございます。また、来賓81人を迎えるの会でございます。これも議員の皆様にも、御出席いただきましてありがとうございます。その下でございます。1月12日、学級編制市町村ヒアリング。この1月、基本的には1月15日現在で次の年度の各小・中学校の学級編制を仮に行うんですが、そして入学式のときに調整をして学級編制が行われます。本年来年度でございますが、小学校は全児童数が899名。本年度に比べますとマイナス7名でございます。学級数は来年度は49学級。これはプラス2学級。この内容としてプラスの内容としまして、深田小学校に知的障害児学級1学級と肢体不自由児学級1学級2学級ができますことから学級数がふえております。中学校につきましては、来年度は本年度に比べますとマイナスの22名生徒が減少をする予定になっております。また学級数も15学級ですが、本年度に比べますとマイ

ナスの2学級。このマイナスの2学級は、あさぎり中学にあります知的障害児学級が1減、自閉情緒学級が1減、特別支援学級が2学級減ということから、全体的に2学級減となっています。次に3ページに参ります。中ほどでございます。1月の21日、あさぎり町青少年健全育成町民大会が行われております。議員の皆様にも多数御出席いただいております。大津高等学校サッカー部の総監督でございました平岡先生によります、現在宇城市の教育長でございますが、この方の講演でございました。としても大好評でございました。次に4ページにまいります。上から3つ目でございますが、1月の28日、第35回熊日郡市対抗女子駅伝大会、熊本市を会場に行われております。球磨郡代表として町内から選手及び監督として6名が出場しております。結果は13位でございました。また下から2番目にいきます。2月の7日、第4回あさぎり町教育フェスティバル。このフェスティバルにも議員の皆様にも多数御出席いただきありがとうございます。参加者が約250名でございます、非常に盛況に終わったと思って考えております。その下2月11日、第43回郡市対抗熊日駅伝大会。いわゆる男子の部でございます、天草市から熊本市までの場所で行われております。球磨郡代表としまして本町からは選手及び監督に4名が選出されております。結果は2位でございました。次に5ページに参ります。5ページでは1点だけ紹介をいたします。中ほどでございます。2月の18日、子ども体験活動アイススケートを楽しもう。これも例年青年団の協力をいただいております。26名の5・6年生が参加したスケート大会を実施しております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） これで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議会活性化特別委員会の中間報告

◎議長（山口 和幸君） 日程第5、議会活性化特別委員会の中間報告についてを議題とします。お諮りします。議会活性化特別委員会の中間報告を求めたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、議会活性化特別委員会の中間報告を求めることに決定しました。議会活性化特別委員会、小見田委員長。

○議会活性化特別委員長（11番 小見田 和行君） おはようございます。議会活性化特別委員会の中間報告をさせていただきます。皆さんのお手元に配っておりますけど、である調でございますので御容赦願いたいと思っております。議会活性化に関する調査及び実践の経過概要。本委員会は、平成28年6月17日、第1回委員会が招集され、小見田委員長、久保副委員長を選任し、その後現在まで延べ12回にわたり委員会を開催してきたので、現時点での審査結果について項目ごとに報告する。1、議員定数について。来期の議員定数については2年後に改選挙を迎えることから、今年度から本特別委員会でも近隣町村を初め、同規模自治体では定数削減の方向であることも考慮しながら、調査事項に上げて議論を重ねてきた。議会報告会でも、今回は議員定数についても、町民の政策的意識等を伺うこと特段に設け、判断の参考にしたところである。委員会のまとめとしては、厳しい財政運営が予想され、さらなる行財政改革を推進していく必要があるという全議員の意識のもと、議会も自ら率先してこれにあたるべきとし、現行の議員定数を削減し、14人にするのを全会一致で決した。なお定数減後の常任委員会のあり方については、本委員会で改革を進めることとしている。2、議場移転について。本議会では、町長宛てに議長名で、平成21年9月17日付け

で、議場を本庁舎周辺へ移転する要請を始めている。多額な財源を必要とする事業なので、その後本委員会でもこの件については、たび重なる議論が交わされてきた。途中、熊本地震、公共施設等総合管理計画等、防災上また公共施設の配置計画を考慮すべき事案が発生し、防災の拠点センターとの複合利用案も浮上した。今後は、町当局の防災拠点センター建設の動向に注視し、議論を継続していきたい。3、タブレット導入について。タブレット端末導入は、ペーパーレス化による経費削減はもとより、議員も利便性の向上、事務局の負担の軽減など、今後の行政、議会運営においてさまざまな効果が期待できるので、30年度の子算計上を執行部に要望している。4、議会報告会について。議会基本条例に基づき議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取し、議会運営の改善を図る目的で毎年1回開催しており、今回で8回目を数える。出席者の増に向け、今後工夫が必要である。以上が現在までの調査及び実践であるが、現任期中で一応の成果を出すため、平成31年9月定例会議での最終報告を目指し、今後も調査及び実践を継続する方針であることを付して、議会活性化特別委員会の中間報告とする。平成30年3月6日、議会活性化特別委員会委員長、小見田和行。

日程第6 ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会の中間報告

◎議長（山口 和幸君） 日程第6、ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。お諮りします。ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会の中間報告を求めたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会の中間報告を求めることに決定しました。ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会、溝口委員長。

○ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員長（溝口 峰男君） おはようございます。それではヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会中間報告を本特別委員会に付議され、審議中でありますヘルシーランド改修及びふるさと振興社について中間報告を、会議規則第43条第2項の規定によりまして報告させていただきます。平成30年2月の21日、第10回特別委員会におきまして、執行部からヘルシーランド改修工事の進捗状況及び工事予算の翌年度繰り越しについて説明をいただきました。既存の施設の取り壊しにおいて、細かい部分の人力施工で必要な部分が想定より多くなっている。また、熊本地震の影響で慢性的な資材の調達におくれが生じ、あわせて労務の確保が十分にできない状況にある。そのために、当初契約工期内に竣工が困難であるとのことでありました。質疑の後、協議の結果、6月末までの3カ月間の工期延長、併せて2億4,738万5,000円の工事予算の翌年度繰越について、賛成多数により承認すべきものと決定いたしました。なお、当初の工期設定4カ月については、諸般の事情を考えると無理があったにもかかわらず、契約日から1カ月間は施設の都合により着工ができておりません。早期完成を待ちわびていた町民に対して、3カ月という長期の工事延長について、しっかりと説明責任を果たし、施工業者に対しては、一日も早い完成の協力を依頼することを要望いたします。有限会社ふるさと振興社は、あさぎり町の100%出資の会社でありますので、執行部はもとより、ふるさと振興社の取締役社長を初め、各取締役から聞き取り調査を行いました。経営内容を見ますと、平成29年度の売上は4,762万4,000円の試算が出ており、27年度に比しまして1,024万6,000円もの減少であります。このように売り上げも年々減少してきており、町からの補助金や委託事業に頼らなければ経営できない状況の中、町長はふるさと振興社の見きわめを29年度に行うと議会に説明されておりました。しかし、執行部も会社の取締役会においても、この3年間の検証と今の今後の事業計画等が作成されていないことが、委員から厳しい指摘がなされました。その資料が提出されたのが、1月31日の特別委員会であります。このような状況の中では、ふるさと

と振興社のあり方を議論するには時間が足らず、平成30年度予算審議にも関わることであり、3月議会までに結論を見出すことはできないとの意見があり、物産館及び加工場の指定管理をふるさと振興社に平成31年3月31日まで継続させること、並びに関連する委託料等の予算も併せて承認すべきものと決定いたしました。ふるさと振興社の今後のあり方は、町長も平成30年度の早い段階で見きわめをするとの考えでありますので、特別委員会としても、引き続き経営状況を精査しながら、より良い方策を調査検討してまいります。以上、特別委員会の中間報告といたします。平成30年3月6日、ヘルシーランド及びふるさと振興社特別調査特別委員会委員長、溝口峰男。

日程第7 施政方針説明

◎議長（山口 和幸君） 日程第7、施政方針説明を行います。町長から平成30年度の施政方針を述べたいとの申し出がありますので、これを許可します。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。それではただいまからですね、平成30年度の施政方針を述べさせていただきます。しばらく時間をいただきたいと思います。平成30年度当初予算を上程し、御審議をお願いするに当たり、平成30年度あさぎり町政の基本的な考え方並びに本年度の主な取り組みについて施政方針を述べさせていただきます。議員各位を初め、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。現状認識でございます。平成15年合併時のあさぎり町の人口は1万8,198人でしたが、合併15年後の今年1月末の人口は、1万5,780人と約13%の人口減となりました。また、昨年生まれた子供は、104人で、年々減少しており、あさぎり町としても、子育て環境の充実に努めてまいりますが、地方の町村で行える少子化対策には限界があり、国は今後数年間徹底して日本の人口減特に地方の人口減対策を国政の最重要課題として進めてほしいと願っております。一方で、北朝鮮の核開発で朝鮮半島の緊張が続いています。米国は自国ファースト政策を進め、世界の経済や地球温暖化など混沌とした時代となっております。日本も2025年に団塊の世代が75歳を迎え、介護医療費用がさらに拡大し、国の借金が1,083兆円以上とさらに拡大する見込みです。今後、電子頭脳がさまざまな経済環境を大きく変化させ、電気自動車の普及等も含め、雇用環境が狭まり、所得の格差が広がっていくと予想されています。このような変化を客観的に見きわめ、あさぎり町の皆さんが安心して暮らせる町づくりを進めていく必要があります。球磨郡の中心部に位置するあさぎり町が、元気であるかどうか周辺町村にも大きく影響します。今年度も町議会議員の皆様はもとより、あさぎり町民の皆様への御理解、御支援をいただきながら、あさぎり町並びに人吉球磨の活性化を目指して進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。平成30年度の主要な取り組みについて説明いたします。1番目、あさぎり町地方創生の推進。あさぎり町地方創生の取り組みが、町民の皆様が目に見える年にしていきたいと考えております。あさぎり町が地方創生に取り組む狙いは、独自の取り組みであさぎり町の知名度を上げ、その結果農産物の販路拡大、観光客の増加、若い人たちのやる気や新たなチャレンジへとつながっていくことを願っております。だれもが願う健康の取り組み。現在実施している健康関連の事業から、評価が高い項目を選び町全体に広げていく計画です。幼少時から良い食習慣を身につける。子供のころからの健康な心と体づくりと、生涯にわたって病気の発症や重症化を予防するため、よい食習慣を身につけて育つよう、小・中学校や保育園、認定こども園と連携して取り組みます。特定健診の受診率の向上。あさぎり町として、病気にならない、重症化させないために、初期段階で病気を発見し、早目の治療と生活習慣の見直しを行うことに努めています。この取り組みの中で、特に若い世代の受診率が低いため、予防健診の受診率向上に向けた支援等を強化します。町の食材を生かし健康を考えた料理の普及。食事は、健康を維持するのに重要な位置づけにあります。しかし毎日の食事は単調になりがちで、調理が簡単なレトルト食品等が食卓に並ぶことも珍しくないのではないのでしょうか。町民みんなが健康のことを考え、楽しめる食事の普及を考えます。そのために、町の食生活改善グループの支援をいただきながら、

あさぎり町産の新鮮な食材を生かし健康を考えた体に優しい創作料理を、地域おこし協力隊や南稜高校と連携し、開発普及を進めていきたいと考えております。またマスコミ等で取り上げられるように取り組み、あさぎり町の知名度が上がるように進めてまいります。地域包括ケアシステムの対応。医療費介護費用が年々増加するのを抑制し、住み慣れた地域で安心して暮らせるために、国は地域包括ケアシステムの構築を進めています。あさぎり町としても、上中球磨の中核病院である公立多良木病院、民間の病院、介護施設、地域行政が連携し医療から介護まで一貫してサポートする仕組みの構築を進めています。平成30年度は特に町内医療機関との連携を充実させるように取り組んでいきます。文化ホールの自主文化事業に健康事業を加える。この事業は昨年より実施していますが、今年度も健康と幸福をテーマにした自主文化事業に引き続き取り組んでいきます。谷水薬師堂をライトアップ。健康づくりの町として、病気を治す祈願として信仰の熱い谷水薬師堂の知名度を高め、また観光のスポットを目指し、谷水薬師堂の周辺の整備を進めています。加えて、今年谷水薬師堂の山道から仁王門そして本堂のライトアップを試験的に行いたいと考えております。幸福の町づくり。三つの幸福物語。あさぎり町は幸福の町です。幸福をもたらす3つのアイテムがあります。一つはおかどめ幸福駅。日本で唯一、幸福の名のついた現役の駅です。二つ目は、あさぎり町を自生の南限地とする町の花リュウキンカ。可憐な黄色の花を咲かせる春の訪れを知らせる野草です。花言葉は、必ず訪れる幸福。三つ目はりゅう金獣帯鏡。あさぎり町の才園の古墳から出土した国の重要文化財で、日本でわずか3枚、中国でも10枚ほどしかない貴重な黄金色の鏡です。この鏡には、銘分が刻まれています。この鏡を持つものは長生きできます。家が富みます。いいことがありますと書いてある幸福の鏡です。これらを生かしたグッズの開発や観光PRなどを民間事業者や南稜高校と連携して進め、3つの幸福物語をつくり上げていきたいと考えております。おかどめ幸福駅売店の整備と活性化。おかどめ駅売店のリニューアルは、今年3月末に完成の見込みで、これまでの売店に加え体験交流施設とカフェコーナーが新設されます。体験交流施設では、絵画・写真展、料理教室、研修会等に活用できます。カフェコーナーでは、南稜高校生が考案した大豆を使ったケーキや、乳酸飲料水原料のアイスクリームなどのスイーツが提供できる高校生カフェを定期的に開催し、女性や若者が寄ってみたいくなる場所となる観光拠点づくりを進めていきます。また、幸福駅横の町道黒田古町線、国道219号線から県道人吉水上線まで順次歩道つき2車線として整備を進めていきます。南稜高校への支援と連携。昨年2月、南稜高校とあさぎり町は、連携協力包括協定を取り交わしました。この協定に基づき、南稜高校とあさぎり町が連携して、南稜高校生によるスイーツ等の開発と販売を進めていきます。平成29年度はアイスクリーマーを無償貸し付けいたしました。平成30年度は食品乾燥機を無償貸与する予定です。また南稜高校がさらに魅力アップしていくように、あさぎり町として、南稜高校の取り組みを側面から応援していきます。おかどめ幸福駅舎のライトアップ。谷水薬師堂のライトアップに合わせ、おかどめ幸福駅も同時に試験的にライトアップを行いたいと考えております。おかどめ幸福駅を起点にしたサイクリング。球磨川サイクリングロードを利用して、湯前からおかどめ幸福へと家族で楽しむサイクリングの企画を、湯前人吉自転車道活性化協議会と連携しながら、可能性を見きわめていきたいと考えております。岡留公園周辺の整備。幼少児を連れた家族に人気の場所で、利用者が多く駐車場が不足していることから、駐車場の整備を含めた公園全体の整備計画を策定し、事業実施する考えです。あさぎり町地域活性化交付金。あさぎり町52区の活性化、地域のつながりの維持を目的に、平成29年度から5年間の取り組みとして地域活性化交付金の交付を開始いたしました。また職員も各区に2名以上支援員として配置し、区の皆様と協議を進めております。今年2年目は、区の皆様の積極的な地区活性化の動きとなるよう進めてまいります。2、産業の活性化。働く場所をどう維持し増やしていくか、私が町長として一貫して考え取り組んでいることです。町の政策としてもっとも難しい取り組みと認識しておりますが、あきらめず粘り強く地域に根差す事業の強化や新規展開に向けて努力いたします。あさぎり町駅前振興複合施設の基本計画

策定。郡市は一つ、しかし地勢上、人吉市に人・物・情報が集まる傾向にありますので、郡市多極化を進めることが、魅力にあふれ、発展する郡市が形成されると考えます。人・物・情報を郡市全体に循環させるためには、それぞれの町村に核となる拠点が必要と考えます。当町では、この盆地の中央部に位置するあさぎり駅周辺に人・物・情報が循環する複合施設を拠点の一つとして整備する考えです。本年度は、事業費、資金計画、運営方法等を総合的に課題を検討するための基本計画を策定し、事業推進を見きわめていく予定です。企業誘致の推進と未利用地の有効活用を目指す。昨年、旧深田中学校跡地に薬草工場が完成し、雇用の場が確保され、原料となる生薬の栽培も郡市で拡大しております。今後、旧深田中学校跡地の残地を含め、その他の未利用公共地を当町の産業の振興と雇用拡大を目的とした産業振興用地として指定し、農産物等の地場産品の利用を考えた企業誘致に取り組みます。薬草栽培の拡大。平成20年度の薬草の栽培面積は60.3ヘクタール、販売額は平成28年度を上回り、2億円近くになる見込みです。平成30年度の薬草の栽培面積は、76.7ヘクタールで、今後とも将来性の高い作物として郡市連携し、栽培の拡大に努めていきます。農業の振興。町独自の農業振興補助金については、農業機械・施設の整備への支援を平成31年度まで継続します。一方、米政策が大きく変わり、生産数量目標の配分がなくなることを受け、今後国においては、農業改革による攻めの農業が推進される中で、経営所得安定化対策として、水田活用の直接支払い交付金、産地交付金、WCSなどさまざまな制度について、これまでの政策が基本的に見直されることも予想されるため、国県の農業政策の動きや情報の把握に努め、後継者対策を含め、農業経営安定化に向けて取り組みます。集落営農の法人化。各地区に重点組織を選定し、法人化に向けた支援組織として機動班、これは役場、JA、県、農業支援センターでありますけども、編成して法人化に向け、体制を整え、一步踏み込んだ取り組みを行います。農業支援センターの活性化、活動の強化。平成28年4月に設立した農業支援センターが、3年目を迎えます。平成30年度の取り組みとしては、農業ヘルパー制度で全国的にも農業労働者の不足が叫ばれているなか本町でも重要な課題としてとらえています。他の産業と違い繁閑のある農業では、農耕作業員、特にパート、アルバイトの力が必要となっています。こうした課題を少しでも解消するため、また平成29年度導入したアーム型草払い機の需要にこたえるため、社員、パートを雇用しヘルパー制度を確立していきます。今後も、農家共通の課題解決や多面的機能支払い事務等の支援を行い、農業経営の安定化に向けた業務に取り組みます。ネット販売力の強化。農産物を初め、町の特産品販売拡大のためには、インターネットでの販売が不可欠です。町ホームページへのリンクを行い、アクセスの増加を図り新規顧客の獲得をねらうとともに、時代の流れに対応した商品やページ画面を作成し、町全体の産品の売り上げの底上げと安定化を目指します。ふるさと納税。ふるさと納税は、寄附の返礼品や税制控除を受けられることから、全国的に年々人気が上がっておりますが、豪華な返礼品競争の加熱が危惧され、昨年総務省から自省の通知がありました。これを受け、本町においても返礼品の構成の見直しやふるさと納税受け付けサイト、さらに、ホームページの見直しなどを行い今後さらにふるさと納税がふえていくように取り組んでいきます。ウィンターフェスティバルの強化。あさぎり町駅前の年末のイルミネーションは、商工青年部をはじめとした実行委員の皆様の御協力のおかげで、冬の風物詩として定着してきています。今後とも、来場者をふやし地域の経済活性化につながるように、郡市1番のイルミネーションを目指します。3、人材の育成。何をなすにも最後は人です。今後特に力を入れていきたいと考えている事項は次のとおりです。後継者育成。産業活性化協議会で先般開催された6次産業化農商工連携についての講演は、良い先進事例研修となりました。今後とも、元気の出る講演会や意見交換を行います。保育園、認定こども園への支援。4つの町立保育所を平成28年度から民間に移譲しましたが、いずれも安定した運営をされております。関係者に感謝いたします。今後も町として助言や支援を行う責任があり、保育士等を対象とした研修会を実施していきます。役場職員のスキルアップ。全職員を対象とした庁内研修の実施や全国的な研修施設等への職員を派遣することで、各種業務

に関連するスキルの向上に取り組みます。また、平成29年度から毎年職員1名を県に出向させ、スキルアップと人脈づくりを行うようにいたします。また被災地へ職員1名を1年間派遣し、その体験を町の災害対応に活かします。

4、行財政改革。平成28年度から実行に移している第3次行財政改革プランに沿って進め、上財産区については懸案事項であった一般会計化を昨年実現させていただき、業務効率の向上も図られました。今後とも合併後の重要課題を含め、将来を見据えた町財政改善の取り組みを進めていきます。

温泉施設の再構築。ヘルシーランドのリニューアルを平成29年度予算で改築中です。ふれあい福祉センター、温華乃遙については、あさぎり町の福祉の拠点化を目指して本年度設計に着手します。高山荘は平成30年度までに利用を廃止する計画です。上水道整備推進。平成27年から進めている免田地区の幹線配水管の更新を継続して行い、今年度は吉井、八幡、久鹿地区の工事を進めます。上水道と簡易水道の会計の統合に伴い、水道会計の赤字軽減を図るため、平成30年4月から水道料金の改定を実施します。下水道事業については、公営企業会計適用を平成32年度から実施します。そのために平成29年度において、管路施設長寿命化計画を作成し、今年度は公営企業会計への移行準備を進めます。下水道については、基本計画の工事は終わっており、今後はより低コストでの維持管理に努めていきます。

5、安全安心なまちづくり。防災センターの基本構想策定。防災時にも行政機能が保持できるための体制及び既存の施設では拠点庁舎として求められる耐震性まで有していない可能性が高いことも考慮し、防災センターの基本構想を策定します。自主防災力の強化。災害時に最も基本となる自助力を強化するため、地域リーダーの育成及び講習、防災訓練を行います。平成30年度は、土砂災害警戒区域において大雨土砂災害防災訓練を行います。道路及び橋梁の整備。通学の歩道整備及び道路ストック総点検に基づく舗装補修や、橋梁補修を引き続き実施します。また地区からの要望や、通学路点検に基づく危険ヶ所の改修を優先度により順次改修を行ってきます。

6、福祉の充実。介護予防事業の推進。高齢者やその家族の視点に立ち、住み慣れた地域で楽しく安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き地域サロン事業や健康体力づくりを実感できるいきいき100歳体操の普及拡大を進めていきます。障害福祉の充実。障害の有無にかかわらず、安心して地域で暮らせることができるまちづくりを目指し、障害福祉サービスや相談支援等を利用できるように提供体制の確保やサービスの充実等を継続して取り組んでいきます。子育て環境の充実。家庭や地域、学校などで安心して楽しく子育てができるまちづくりを目指し、母子の健康づくりのための相談体制や就学前児童の保育サービス、放課後児童対策の充実等継続して取り組んでいきます。

7、教育への取り組み。小・中学生の育成。子供たちの輝く未来創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携、協働による取り組みを進めていくため、平成30年度からすべての小中学校に学校運営協議会を設置します。学校運営協議会は、学校と地域の方々が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となり、地域とともにある学校として充実を図るための有効な手段と考えており、特色ある学校づくりを進めてまいります。学校教育環境の整備。平成29年度に引き続き、平成30年度におきましても、普通教室と理科室の電子黒板などICT機器の更新を行います。また、校舎内のトイレ改修工事など学校施設整備を実施、児童生徒や先生方の学習環境改善に努めてまいります。小学校部活動社会体育移行。あさぎり町では、熊本県の基本方針より1年前倒しで社会体育移行を行います。そのため受け皿となるジュニアスポーツクラブ等との連携を深め、指導者の資質向上を目指した講習会を開催します。さらには活動支援の一つとして体育施設の備品などを整備し、より充実した活動となるよう支援してまいります。なお、従来の部活動時間帯を利用した社会体育についても実施に向けた支援に取り組めます。社会教育施設の整備。災害時の避難施設としても利用される社会教育施設、社会体育施設などの非構造部材の耐震化を進めます。また、社会体育施設長期改修計画をもとにスポーツ環境の向上と効率的な維持管理を図るため、深田高山総合運動公園の改修基本設計に着手します。

8、広域連携の取り組み。郡市一体となつての観光地域づくり。これまで郡市の市町村で構成する各種観光組織で、日本遺産、八代港を拠

点とするインバウンドなどに対応してきましたが、より一層の観光推進には情報発信の一元化、将来ビジョンの策定、観光資源の掘り起こしなどを効率的に行う必要があることから、球磨地域振興局の提案により、連携体系の強化を目的とした日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会、これは仮称であります。を今年4月から組織運営する予定です。協議会事務局は、広域行政組合及び市町村からの派遣職員複数名で構成しあさぎり町からも1名派遣することとしております。公立多良木病院。地域医療の拠点である公立多良木病院は、医師確保に努めながら、国が進める地域包括医療についても民間病院と民間の介護施設、そして4町村も参画し病気になっても安心して暮らせる地域を目指します。上球磨消防署について。上球磨消防については、上球磨地域住民の安心安全のための消防拠点施設として、平成30年度に庁舎、車庫の建設、平成31年度に訓練棟の整備を行います。9、平成30年度予算編成の概要。平成30年度当初予算編成についての基本的な部分を述べさせていただきます。平成30年度の予算総額は102億円であり、前年度予算と比較した場合、3億1,000万円の増となっています。あさぎり町に課せられている最大の課題は、合併特例の一つである普通交付税が現在1本算定への移行期間であり、段階的に削減されることにあります。今年度は、合併算定替へと1本算定の差額の90%が削減されます。歳入予算を見てみますと、約半分を占める普通交付税は、7月本算定を受けて決定されますが、現段階では地方財政計画を参考としたときに、43億1,000万円程度を見込んでおり、前年度に比べ約1億4,000万円の減となっております。予算計上額は留保財源を確保するため、39億円としており、財源不足のための財政調整基金を取り崩し3億円を繰り入れております。歳出予算を款別に見ますと、議会費、農林水産業費、消防費及び教育費が前年度に比べプラスとなっており、総務費、民生費、衛生費、商工観光費、土木費及び公債費等については、前年度と比べマイナスとなっております。なお、一般会計における平成29年度末の地方債残高見込みは106億3,000万円で、この額から平成30年度償還する元金12億1,000万円を差し引き、平成30年度中借り入れの予定の町債11億3,000万円を加えた105億5,000万円を平成30年度末地方債残高と見込んでおり、平成29年度末残高見込みに比べて8,000万円の減となります。今後においても事業の精査を行い、町債残高と公債費の圧縮を図りながら、経常経費の削減を初めとする効率的な行財政運営に取り組みます。各特別会計においては、会計独自の原則により、国県補助金やその他の特別財源の確保と経常経費の削減を行い、安易に一般会計からの借入金に頼ることなく効率的な予算編成を心掛けています。最後に、あさぎり町の知名度が上がり、結果あさぎり町の農産物やさまざまな加工品が売れる。このような展開を長期的な目標として進めております。健康と幸福を軸としたあさぎり町のまちづくり。今年から目に見える形で進めていきます。この成果のキーワードは、町民の皆様並びにあさぎり町の商工会やJAをはじめとした町のさまざまな団体や組織の皆様と目標を共有し、ともに頑張れるかどうかです。あさぎり町役場としても、職員全員が力を結集し、元気で魅力のある町づくりを進め、人口減という大波に立ち向かっていきたいと決意しております。町民の皆様の御理解と多くの参加をお願いし、施政方針といたします。

◎議長（山口 和幸君） ここで休憩をいたします。午後は1時30分から再開いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時30分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議案第49号

◎議長（山口 和幸君） 日程第8、議案第49号、第2次あさぎり町総合計画後期基本計画についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

●町長（愛甲 一典君） 議案第49号、第2次あさぎり町総合計画後期基本計画について提案いたします。提案理由を申し上げます。第2次あさぎり町総合計画後期基本計画を定めたので、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1項第2項の規定により、議会の議決を求めるため提出する。これが議案を提出する理由でございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは、第2次あさぎり町総合計画の基本計画について説明をさせていただきます。まず最初にお手元にあります資料の3ページをお開けいただきたいと思っております。第1章としまして基本計画の位置づけと基本的な考え方ということで書いてありまして、総合計画に計画の期間と構成というのが中ほどにありますけれども、総合計画につきましては、基本構想とそれから基本計画、実施計画から構成されておりまして、基本構想は町づくりの目標となる将来像を示したものとなっております。本町では、「若い町 豊かな町そして、幸せ感じる『あさぎり町』」と設定しております。それから基本計画、基本構想を実現するため、計画期間内に取り組む施策をまとめたものとなっております。また、この基本構想を実現するためにですね、まちづくりの基本目標として幸せ感じる就業空間の構築、幸せ感じる生活空間の構築、幸せ感じる交流空間の構築。この3つをまちづくりの基本目標として掲げております。それから実施計画のほうは基本計画で示した施策を具体化した事業計画、3年間の事業計画を立て毎年度見直しを行っていきます。この基本構想は10年間、期間が10年間となっております。それを、前期基本計画と後期基本計画それぞれ5年間ずつ、基本計画を定めて行っております。前期計画が平成25年度から平成29年度までの期間となっております。今回後期基本計画が平成30年度から平成34年度までと期間がなっております。次のページ、4ページをお開けいただきたいと思っておりますが、まちづくりの基本姿勢ということで書いてありまして、支え合い、それから協働、効率的な行政財政運営。この3つを掲げて基本姿勢としております。その中で効率的な行政財政運営の中で、前期基本計画の中では第2次行政財政改革プランをもとにしておりましたが、後期基本計画になりますと第3次あさぎり町行政改革プラン、それから、あさぎり町公共施設等総合管理計画、これとの整合図りながら、各分野の施策を展開していくことになっております。それから5ページのほうには基本計画の構成ということで掲げてあります。第2章から第4章までありまして、3つの基本目標に沿ったところで計画をしていくというふうなことになります。それから6ページ7ページのほうになりますと、基本計画と行政財政改革プランとの関係ということで、記入をしているところです。それから10ページのほうに移りまして、基本計画の施策の体系図というのを示しております。これは先ほど申し上げました内容のとおりでして、こういうふうな体系図になっております。それから11ページに、基本計画の読み方というふうなことで書いてあります。これに沿って見ていただくというふうなことになります。それから13ページからそれぞれの3つの基本目標に沿ったところでの内容を示しているところです。まず最初に第2章、幸せ感じる就業空間の構築というふうなことですけれども、主な変更点だけを申し上げたいと思っております。第2章第1節でゆとりと魅力ある農業・農村を目指してということで、14ページから24ページにかけて、書いてありますけれども、この中で農業支援センターを活用していきます。それから、球磨栗、球磨牛などあさぎり町産農産物のイメージアップを図っていきますということで変更しております。それから第2章、第2節、豊かな森林資源の活用ということで20ページから21ページまで、記入してありますが、昨年、林業振興基金を設置、設けておりますがそれを活用しまして地域林業の活性化を図っていくというふうな内容を追加しております。それから第3章第3節、快適な商工業環境の創出、22ページから24ページになりますけれども、中小規模事業者や6次産業化に取り組む事業者の育成強化を図っていきます。それから付加価値の高い商品開発、製造と販路開拓の強化に取り組みますというふうな内容になって

おります。それから第3章、第1節、高度な健康福祉社会の構築、26ページから46ページにかけてですが、保健福祉の施策については、第3次保健福祉総合計画に基づき、引き続き福祉サービスの充実と住民相互の助け合い、支え合い活動を推進していきまことに変更しております。それから、これは障害福祉のほうになりますけれども、学校教育や生涯学習の場における啓発活動等に通通してあらゆる場面における差別の解消と合理的配慮の取り組み、障がい者に接するための町民の意識の向上を図りますというふうな内容を40ページのですね、11行目、ここにしております。合理的配慮というのが、今回新たに追加されております。それから第3章、第2節、快適な生活環境づくり、ということで47ページから66ページにかけてありますけれども、地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定し、地球温暖化対策に取り組みますと内容を追加しております。それから3010運動を推進し、残菜削減に取り組みます。それから狂犬病予防注射の受診勧奨と併せ、使用者の危機意識向上に取り組みます。それから空き家情報バンクにより、町内外の移住定住を促進させます。それから町民事業者、町の果たすべき役割と責務を明らかにするため、災害基本条例を制定し、それぞれの自覚を促し、災害に強い地域社会の実現に努めます。それから防災に関する各種計画を策定し、体制整備を図るとともに、行政と住民協働での訓練、防災リーダーの養成を図ります。それからホームページをリニューアルし、知りたい情報が入手しやすい環境を目指しますということで、記入を変更しております。それから第4章第1節、新しい時代を担う人づくりと生涯学習環境の充実、これが67ページから82ページにかけてありますけれども、保護者が子育てについて学習する機会を提供する家庭教育力の向上を図っていきます。それから食育関係ですけれども、関係課、関係機関等と連携協働しながら食育を推進していきます。それからあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、学校教育の中でも全体を通して人権教育を推進していきます。というふうな変更をしております。それから、小学校部活動が社会体育に移行されますけれども、それについての内容も、内容を記入しているところです。それから第4章第2節で交流と連携による地域づくり、ということで83ページから90ページまでとなっておりますが、ノウハウの共有やネットワーク化を図り、観光振興を牽引する人材育成しますという文言を入れております。商工会やJAと連携し、おもてなし料理やお土産品の開発へ磨き上げを行います。それからあさぎり駅やおかどめ幸福駅を拠点とし、町内観光地への周遊性を高めます。それから日本遺産の認定を受け、人吉球磨を初め、県南地域やくま川鉄道と連携を図り、観光客誘致に向けた取り組みを進めます。それから集落機能の強化や地域活性化を推進するために、本年度から5年間、各行政区に行政区支援員を配置し、地域活性化交付金事業を展開します。以上が主な変更点となりまして、そういったことで一応変更を行っているところです。それから91ページから98ページまでですかね。ここにつきましては資料編として用語解説それから施策の体系図をつけているところです。以上簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番、皆越です。2点だけお尋ねいたします。29ページですけれども、施策指標の中にですね、若っかもん健診の受診者数を書いてあります。先ほどの施政方針の中でも若っかもん健診の受診率が少ないというような施政方針でございました。ここにはですね、平成28年が292名、平成34年が300名と書いてありますけれども、そのパーセンテージがおわかりでしたら教えていただきたいと思ひます。77ページのですね、施策指標の中に須恵文化ホール利用者数がですね、平成28年が2万4,147名、平成34年が2万4,800人となっております。ここでですけども、全協の折にはですね、平成34年は2万5,000人というような数字を示されたと思ひますけれども、先ほどの施政方針でも、自主文化事業の推進というようなことも、施政方針で示されましたので、そこら辺の2万5,000

0人が2万4,800ということになっておりますので、そこ辺の説明もお願いしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） はい、健診の受診率については、対象者についての受診率ということではなくてですね、申し込まれた方の受診率ということしております。若っかもん健診の場合は20代から40歳未満の方、20歳から40歳未満の方ということですが、率についてちょっとここには資料持ってきておりませんが、申し込みの率では7、8割の方は受けておられるのではないかとこのように思います。20歳の方の若っかもん健診を無料化して受けていただくことを勧めておりますので、それ以前とすれば、受診率は相当上がっているというふうに考えているところです。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい。須恵文化ホールの利用者数の利用人数の件ですが、須恵文化ホールの利用者の方は当然、自主文化事業での入場者数も含めて計上しているところですが、今現在は、自主文化以外のさまざまな団体の利用者のところが増えているところではございます。ただ、当初の説明で2万5,000という数字が200人ちょっと減っておりますが、この件についてはちょっと担当のほうに確認をさせていただきたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 皆越委員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。このパーセンテージを示されたものですから、若っかもん健診においてはですね。そこ辺のこのちょっとどのくらいかなということを感じましたので質問させていただきました。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 他にございませんか。溝口峰男議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 町長と教育長にお尋ねしますが、この施策の全体的な問題でなくして、表現の方法についてお尋ねします。要は混ぜ書きですね。例えば教育委員会では子ども。どもを平仮名ですね。今日の町長の所信表明では子供、漢字です。文部科学省の指導要綱、要領を見てもですね、漢字ですもんね。やっぱり私は今回の基本方針の中にはもう混ぜ書きで平仮名が入ってますね。子供は漢字で、どもは平仮名、これは差別ではないと私は思うんですね。行政が使うには、統一したほうがいいのではないのかなという感じを持ちます。もう一方は障害の問題もそうですね。障害児、障害者、これも新聞は全部漢字ですね。漢字なんです。熊日新聞にもありますが、漢字です。障害児。これずっと調べてみますと、いろんな意見があることも事実ですが、介護を漢字で書くことが差別ではない。というふうな見解が出てます。用語ではない。そういったところは行政はやっぱり統一したほうがいいのではないのかなと私は思うんですよ。問われたときに、一方、しっかりとした説明ができるようにせにゃいかんとですよ。何で平仮名ですか。混ぜ書きで言われた時に、こういう理由ですか、あるいは障害者は害の字を平仮名で書く。なんでですか。新聞は全部漢字でしょう。その辺はどのようにお考えですか。やはり、こういった行政が使うものについては統一した扱い方というのは、あるべきではないのかなと私は思うんですけども、その辺はお尋ねします。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、御指摘今御提案ということになるかと思いますが、ありがとうございます。確かにせっかく町でいろんな用語等をですね表現する場合に統一すべきものは統一したほうがいいのではないかとこのことでもありますので、今日指摘いただいたところを中心にですね、よく私たち教育課と調べて、どちらがどう正しいのかどうか含めてですね、整理した上で、今後はできるだけ統一するように進めていきたいと思っております。そういうことでやっていきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 教育長。

●**教育長（中村 富人君）** 私からもちょっと補助的説明をさせていただきます。子供につきましては確かに今の御指摘のとおりですね、今流れからいきますと、人権教育が出てきた段階で供が供するだから、子供を供するだから人権的にどうかっていう、そういう議論があったのは事実でございます。そういう中から、供を平仮名に書こうとしてきた動きがあったように思います。今の本当にこうご存知のとおり指導要領には子供は漢字で書いてあります。ですから、我々がやっぱりこういう活字に表した時には、全体的にどなたか1人見せて、そういうとこをきちっと見る人がいて調整する必要があるように思います。また議員が御指摘のとおり、そのこと自身がですね私は何もこう差別用語ではないように思います。そういうふう到现在感じております。基本は何するかって言ったときに、教育関係には指導要領等に使われておりますので、その使われている熟語、漢字等をきちっと使うということが大事ではなからうかと思えます。またあの障害についてはですね、ちょっとこれあの福島県知事の時代に、教育も関係ありますので障害児学級とか、害っていうのが、漢字で何もその障害を持った人の害にならないんじゃないか、差別用語じゃないかというそういう論議がなされて、熊本県だけでは、熊本県においては、平仮名を使おうというふうな、そういうふうな行政関係で、県の福祉関係もあるいは市町村もなつたと思えます。教育関係もそういうふうになってまいりました。公文書等でも害を平仮名に使ってあります。ただ、今御指摘ありましたように、行政というのは国の行政がありますし、県もありますし、我々がいわゆる通知文等をいただくときには、国もあります。で、法律等についてはもうすべて漢字を使ってあります。そういうことで、実際に行政に携わっていて混乱するときもあります。そこら付近きちっと使うなら何らかの今御指摘があったようにお示しをして、こういうことはこうだというふうにして統一をする。皆さんに使い方について約束をして使うってということが大事ではないだろうかと思えます。教育振興計画の中にも障害という言葉を使ってあるんですが、その中に下のほうに、注釈のところ熊本県においては害を平仮名を使うっていう、そういう説明をして振興計画に扱っております。今御指摘あったことについては確かに行政の一つの指針等示すときには基本計画等を進めるときには、とても大事なことであると思えます。十分注意しながら、作成に当たろうと思えます。以上です。

◎**議長（山口 和幸君）** はい、他に。小見田議員。

○**議員（11番 小見田 和行君）** はい、1点お尋ねいたします。ページは86ページの伝統文化の保存と継承のところからでございますが、近年ですね指定文化財にない文化的な資源がいっぱいありまして、周辺にもかなりそういう謂れのある文化的価値があるものが点在していると思うんですけど、それらの保存継承については、今後構想期間中でも計画そういう遺産があるのではなからうかというふうに非常に懸念するわけです。私が知っている範囲でも構造物がもう朽ちて、そこに行く道すら崩落しているようなところも見受けておりますけど、そういうことに対してはやはり今日見た施政方針にもございましたけど、大きな過去の遺産といいますかそういうところには脚光を浴びるんですけど、本当に歴史があるようなところでも点在するようなものに関する保存継承については、この計画の中にどのように盛り込まれていかれるのかこの中にどのような意味合いがあるのかまずは教育長にお尋ねしたいと思います。

◎**議長（山口 和幸君）** 教育長。

●**教育長（中村 富人君）** はい、未指定の件でございましたが、指定の文化財につきましてもですね、すごく同じような背景があるように感じております。どうしていくかという問題がありまして、ただ今私が思っておりますのは、計画っていうんでしょうか、計画がない中で進んでいますので、全体がなかなか見えない。例えば計画の中に現状どうなのかとか、どうやって対策していくのかとか、どういう対策の方法があるか、年次的にどうしていくのかとか、そういうのが必要ではないだろうかと思えます。これは指定でも同じです。で、今度は学芸員が採用されましたので、今1年目でございますが、その中で、その全体的なものの方見方計画等についての話も進めておりますので、確たることは言えませんが、方向とすると、全体的なやっぱり調

査も含めて、そして、全体像をつくってやっていくべきだろうというふうに考えております。ちょっと不足でございますが。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 皆さん議員の集落といいますか、その周辺部の方々、十分このこともお思いだと思うんですけど、高齢化でそれを担っている集落の構成員ももうほとんど年金暮らしになって、それを維持管理するには、とても無理だというふうなことも聞いております。いずれ熊本県の熊大からですかね調査に入っているような神社、社があるんですけど、そこですらなんら支援を受けられない。価値はかなりの価値があるということを聞いております。だからそういうのをですね、消え行く前に、やはり計画の中に、今おっしゃったようにですね調査をして実態をやはり把握するぐらいのことですね、やはりこの基本計画の中に盛るべきではないかと思うんですね。これも随分前からこの議論はなされてきたものだと思っておりますし、未指定のものをどうするのかというのはですね。だから、計画の中に盛り込まれて、やはり実態把握していかないと急速な高齢化に伴い維持継承のですね、もう困難はこの計画のあとのほうには、確か現実味を帯びてくるものと思っておりますので、それについてはいかがお考えでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 教育長。

●教育長（中村 富人君） はい、先ほど担当レベルでですね計画をとということでした。今御指摘がこの構想全体ですね。はい、確かにそのように感じております。ただ87ページにですねありますが、こここのところに、中ほどにそれぞれの取り組みっていうのがございまして、（3）に町の取り組みっていうのがございます。そこに一部ですね、全部でございませませんが、取り上げてはございます。内容は、この文面はですね、あさぎり町歴史文化基本構想策定へ向けた、未指定文化財の文化財カルテの作成を検討します。文化財カルテの部分で、実態調査等もやっていければというふうに計画の中で上げているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） はい、他に。他にありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第50号

◎議長（山口 和幸君） 日程第9、議案第50号、あさぎり町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第50号、あさぎり町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正のため、本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条の第1項第1号の規定により議会の議決を求めため提出するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齡福祉課課長（上村 哲夫君） はい。それでは議案第50号について説明を申し上げます。提案理由にあります、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律につきましては、介護保険法はじめ関係する法律が改正されまして、改正されたそれぞれの法律ごとに随時施行されております。介護保険法関係につきましては、これまで地域支援事業の見直しなどについて施行され、昨年からは地域密着型通所介護が創設されました。今回、平成30年4月1日施行分の改正といたしまして、指定居宅介護支援事業所の指定については、平成30年度から現行の都道府県、政令指定都市、中核市などから、市町村が実施することとなっております。改正の趣旨といたしましては、高齢者の自立支援に向けて、より身近な存在である市町村が、地域でのケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員ケアマネージャーと申しますが、の育成や支援などに関わっていく必要があるという国の判断から、居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されることに伴い、本条例を制定する必要が生じたものでございます。制定する条例につきましては、現在の指定権限者の熊本県からの権限移譲ということになりますので、国の省令の準じたものとなっております。制定条例の概要を説明いたします。条例文1ページをまずお開きください。条例は全体として第1章から第4章までの構成内容となっております。第1章では条例の趣旨及び基本方針を規定しております。第1条の法47条第1項第1号は、居宅介護サービス計画費の支給について定めております。法第79条云々とありますのは、それぞれ指定居宅介護支援事業者の根拠、並びに事業所ごとに介護支援専門員を置かなければならないことを規定しているものとなっております。次のページをお開きください。第2章では人員に関する基準従業者の員数として第2条で、介護支援専門員の配置基準と利用者数ごとの基準を定めております。次のページをお願いいたします。第3条では、管理者としての設置基準と要件及び管理者の職務の専従について規定をしております。次の第3章では、事業所の運営に関する基準として、第4条第1項から6ページの第8項にわたりまして、事業所を運営するに際しての運営の手法・対応・責務などについて、指定居宅介護支援事業者は、という主語で始まる各条文によりそれぞれ規定する内容となっております。7ページをお願いいたします。第10条からは、ケアマネジメントサービスに対する利用料の関係について、次の8ページ、第12条からは、事業者が被保険者にかわって必要な、介護事業サービスの申請やケアプランをする計画するに当たっての具体的な取り扱い方針とその内容をそれぞれ各号で規定する条文内容となっております。少し飛びまして16ページをお願いいたします。ここでは、法定代理受領サービスに係る報告といたしまして第14条で、毎月の国保連合会へのサービス支給などの内容の提出について、また次の17ページの第16条では、サービス利用者の状態の悪化及び不正行為などに係る町への通知義務について、次の18ページの第17条では、管理者としての一元的な管理と業務従事者に対する指揮命令について規定をしたものとなっております。第18条からは、事業所ごとに定めなければならない運営規定から、少し飛びまして23ページまでは各条ごとに、運営の規定、勤務体制の確保、備えなければならない設備品、秘密の保持、苦情処理、事故発生時の対応、記録の整備などを順に規定した条文内容となっております。最後に最終24ページをお願いいたします。附則について、第1項でこの条例は改正法の規定により、平成30年4月1日から施行することとしております。また、管理者に係る経過措置といたしまして、第2項では平成33年3月31日までの間は、第3条第2項の規定、この規定は、管理者は主任介護支援専門員でなければならないという内容ですが、にかかわらず、介護支援専門員を指定居宅介護支援等基準第3条第1項に規定、この規定は、常勤の管理者を置かなければならないという規定内容になります。とする管理者とすることができるということにしております。このことによりまして、4月から第7期介護保険事業計画期間であります3年間の間には、現在において指定事業所の管理者が主任介護支援専門員でない事業所においては、主任介護支援専門員を3年間の間に置かなければならないというような内容となっている次第でございます。以上で説明終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号

◎議長（山口 和幸君） 日程第10、議案第51号、あさぎり町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第51号、あさぎり町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、本条例等の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条の第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。それでは議案第51号について御説明いたします。本改正条例は、関係法律の一部改正に即して3件の条例を改正するものでございます。それぞれの条例について、4ページからの新旧対照表により御説明いたします。まず最初に、4ページからのあさぎり町個人情報保護条例では、本条例の用語の意義を定める第2条において、第1号での個人情報の定義を明確にいたします。アでは、氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別できるものを、イでは、法定化された個人番号や基礎年金番号さらにはDNAや指紋などの個人識別番号の情報が含まれるものと定め、これらを個人情報とするものでございます。また、5ページの第2号では、新たに人種、信条、社会的身分、病歴等その他取り扱いに特に配慮を要する情報を要配慮個人情報と定義し、あわせて、これらの定義の引用カ所等所要の改正を行うものでございます。次に9ページをお願いいたします。あさぎり町情報公開条例では、開示の適用除外を定める第7条第1号の個人情報の規定を法律の規定にのっとった改正を行うものでございます。最後に10ページでございます。あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、関係法律、根拠となる法律の条項の繰り下げにより引用カ所の改正を行うものでございます。この改正条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。以上で説明終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第52号

◎議長（山口 和幸君） 日程第11、議案第52号、あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第52号、あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。町における事務及び事業の運営が簡素かつ効率的であるために、地方自治法第158条第1項に規定する内部組織の設置及びその分掌する事務を改正する必要がある。よって地方自治法第96条の第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 議案第52号について御説明いたします。本改正条例は、現農業振興課と現建設林業課の分掌事務を再編し、専門的知識技術の活用、対応の迅速化円滑化により事務事業の効率化を図るものでございます。再編の内容といたしましては、現農業振興課の分掌事務である農業土木の施工に関すること及び清願寺ダム管理に関することを建設林業課に移管いたします。また、現建設林業課の分掌事務である林業振興に関することを農業振興課に移管し、この移管に伴い、課の名称をそれぞれ改めるもので、3ページの新旧対照表のとおり改正するものでございます。農業振興課を農林振興課と改め、建設林業課を建設課に改めるものでございます。また、課の名称を改めることに伴い、当該課の名称を引用する4ページの、あさぎり町農業振興地域整備促進協議会条例から6ページのあさぎり町地域環境保全型畜産推進会議条例までの9件の条例を合わせ改正し、本改正条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上、説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第53号

◎議長（山口 和幸君） 日程第12、議案第53号、あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第53号、あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。児童福祉法の一部改正に伴い、本条例の一

部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条の第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。それでは議案第53号について御説明いたします。本改正条例は、児童福祉法の一部改正により、すべての児童が健全育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、所要の措置の一つとして、里親委託の推進を目的として、養子縁組里親が法令化されたことに伴うものでございます。それでは2ページからの新旧対照表により説明いたします。今回の改正には、ただいま申し上げました養子縁組里親の法定化によりまして、その部分を、本条例で引用する箇所を改正するものでございます。従来第8条の3では、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているものという表記であったものが、今回の法定化によりまして養子縁組里親とされたものでございます。このように、この部分を引用する箇所を改正するものでございまして、本改正条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第54号

◎議長（山口 和幸君） 日程第13、議案第54号、あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第54号、あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条の第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 議案第54号について3ページからの新旧対照表により御説明いたします。本改正条例は、非常勤職員の育児休業について特別の事情がある場合には、例外的に2歳に達する日まで休業できるように措置した根拠法令の改正にのっとりするため、第2条第3号に第2条の4の規定に該当する場合にあっては2歳に達する日を追加し、例外規定を設けるものでございます。そして、例外規定の要件として、5ページをお願いいたします。第2条の4を新設し、第1号の育児休業に係る子が1歳6カ月に達する日において非常勤職員本人または配偶者が育児休業をしている場合、または第2号の保育所に入所できないと1歳6カ月を超えても、休業が特に必要と認められる場合を特別の事情とし、そのいずれにも該当する場合に

は2歳に達する日まで休業できるように規定するものでございます。その他所要の改正を行い、公布の日から施行することとするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第55号

◎議長（山口 和幸君） 日程第14、議案第55号、あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第55号、あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。非常勤職員の報酬を定めるため、地方自治法第203条の2の規定により、当該条例の一部を改正する必要がある。よって、同法第96条の第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 議案第55号について御説明いたします。一般職の非常勤職員の報酬の額につきましては、行政職給料表とその職務内容に適用する給料表を基準として算定しているものでございます。今回適用給料表の改定に伴い、当該報酬の額を改定するものでございます。2ページの新旧対照表をお願いいたします。別表第2に定める職務内容のうち、報酬の額に下線を付したものを記載のとおり増額改定するものでございます。本改正条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第56号

◎議長（山口 和幸君） 日程第15号、議案第56号、あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第56号、あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。熊本県消防学校入校時の費用弁償を改正するため本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条の第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 議案第56号について御説明いたします。熊本県消防学校では、消防の職責を遂行するために必要な意識、知識、技術の習得を図ることを目的に各課程を実施されているところでございますが、そのほとんどが平日を含む日程であり、消防団員におきましては、意欲はありながらも、やむなく就業により、入校が困難となっていることが現状でございます。そこで、今回熊本県消防学校の入校時に支給する費用弁償の額を新設し、仕事との両立を支援し、消防団員の意欲にこたえることで入校をさらに推進し、規律と団結を維持し、地域住民の信頼にこたえられる消防団員を育成することを目的に、本条例を改正するものでございます。改正内容は2ページの新旧対照表のとおり、第13条に入校時の費用弁償として月額6,100円を支給する規定を第3項として新たに設けるものでございます。本改正条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第56号は原案のとおり可決されました。これで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時38分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第16 議案第57号

◎議長（山口 和幸君） 日程第16、議案第57号、あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第57号、あさぎり町税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方税法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条の第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

ます。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 議案第57号について御説明申し上げます。改正内容につきましては、2ページの新旧対照表によりまして御説明申し上げます。地方税法施行規則の改正に伴いまして、第2条第2項から、第2条第4項に繰り下げられるものでございます。本条例は公布の日から施行することとなっております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第58号

◎議長（山口 和幸君） 日程第17、議案第58号、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第58号、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。国民健康保険税率を改定するため本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条の第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひします。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 議案第58号について御説明申し上げます。改正内容につきましては、5ページからの新旧対照表によりまして改正の主立ったものについて御説明申し上げます。5ページから6ページの、第2条につきましては、地方税法改正に伴うところの改正でございまして、平成30年度からの国民健康保険の広域化によりまして、これまでは、後期高齢者支援金及び介護納付金につきましては、町から直接社会保険診療報酬支払基金に支払いをしておりましたが、平成30年度からは納付金制度が導入されまして、熊本県が社会保険診療報酬支払基金に支払いをするということになりますので、課税額の定義であります後期高齢者支援金分及び介護納付金分を明確化するための改正でございまして、6ページの第2条第2項につきましては、医療分の課税限度額を54万円を58万円に4万円引き上げるものでございまして、7ページをお願ひします。7ページの第4項は、介護納付金の世帯別平等割額を今回なくすものでございまして、その下の第3条から第5条につきましては、医療分の所得割額、均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ所得割額100分の10.5を100分の9.5に、均等割額2万4,000円を1万9,000円に、世帯別平等割額3万3,000円を2万6,000円に減額するものでございまして、8ページをお願ひいたします。8ページ1番下の第6条から9ページの第7条の2につきましては、後期高齢者支援金分の所得割額、均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ所得割額100分の3.5から100分の3.1に、均等割額8,000円を6,000円に、世帯別平等割額8,000円を6,000円にそれぞれ減額するものでございまして、第8条につきましては

は、介護納付金分の所得割額、100分の2.2を100分の1.8に減額するものです。1番下の23条から最終ページまでは、軽減基準額の改定を行うもので11ページをお願いいたします。11ページの第2号は、5割軽減の1人当たりの加算額を27万円から27万5,000円に、12ページをお願いいたします。12ページの第3号は、2割軽減額の1人当たりの加算額を49万円から50万円にそれぞれ増額されるものでございます。この条例につきましては、平成30年4月1日より施行するとなっております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（5番 久保 尚人君） はい、5番、久保です。今回の健康保険税の改正によりまして、随分今まであさぎり町は、保険税が高い高いと言われておったわけですけども、これでだいぶ安くなってくるものとは思いますが、ただ、これだけの金額まで下げてしまったときに、今後ですね財政的に厳しかったり、この金額ではちょっと医療費が賄えないなとかいう状況になってくることは考えられないんですか。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） はい、今の御質問ですけども、確かに一度に税率を下げてしまうと、これからまた引き上げなければいけない状況に追い込まれた時にちょっと厳しくなるかなという心配はしております。今回引き上げております税率につきましては、そこをちょっともうちょっと余裕を持ったところで引き下げということでさせてもらっておりますので、基金のほうも今5億円ほどまだ残っております、今回2,500万円基金のほうで充てさせてもらうという形をとっております。今後引き上げなければいけないという状況にはならないものと私どもは判断してこの税率を設定したものでございます。

◎議長（山口 和幸君） いいですか。久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） わかりました。そういう困った状況にならないようにですね、ぜひこれはやはり医療費のほうが上がらないような形で健康に気をつけるほうの施策のほうもぜひ頑張っていただきたいと思っております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 答弁いいですか。ほかに質疑ございませんか。質疑ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第59号

◎議長（山口 和幸君） 日程第18、議案第59号、あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第59号、あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出す

るものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう
よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課課長（竹下 正男君） はい。それでは、議案第59号について御説明申し上げます。この条例
改正につきましては、上位法であります認定こども園法によりまして、認定こども園の認定は、都道府県が
行うこととなっておりましたが、今回指定都市に対して事務権限の移譲が行われることになり、認定こども
園法が一部改正され、指定都市に関する事項が2項追加されました。議案の最後のページをお願いいたしま
す。新旧対照表でございますが、指定都市に関する事項が2項追加されたことによりまして項ずれとなった
ため、同条の第9項を11項に改正するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成30年4
月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ
りませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方
は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第60号

◎議長（山口 和幸君） 日程第19、議案第60号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第60号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案
いたします。提案理由を申し上げます。介護保険法第117条に基づき、平成30年度から平成32年度ま
での3年間の所得段階別保険料額等を定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部
を改正する必要がある。よって地方自治法第96条の第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提
出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきます
ようよろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（上村 哲夫君） それでは、議案第60号について説明申し上げます。介護保険法では、
第117条で3年を1期間とする介護保険事業の計画策定第129条で保険料率はおおむね3年間を通じて
財政の均衡を保つことができるものでなければならないなどと規定されていることに基づき、平成30年4
月1日から3年間の第7期介護保険事業計画期間中の保険料率の改定を行うものとなっております。新旧対
照表で説明を行います。3ページをお開きいただきたいと思います。第2条保険料率の改定ですが、まず第
1項の条文においての適用期間を平成30年度から32年度までの3年間といたしております。次に第1号
から第9号までの保険料につきましては、国が標準として定めております所得に準じた9段階で、年額を定
めることとなっております。新旧対照表の各号につきましては条例文が年額で規定しておりますので、月額
もあわせて説明につけ加えさせていただきます。各号介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者3
万9,000円。月額にして3,250円となります。第2号、第3号で5万8,500円。月額で4,875

円。第4号で7万200円。月額で5,850円。第5号で7万8,000円。月額で6,500円。この第5号額が基準額となります。第6号で9万3,600円。月額で7,800円。第7号で10万1,400円。月額で8,450円。第8号で11万7,000円。月額で9,750円。第9号で13万2,600円。月額で1万1,050円。以上に改定するものでございます。同条第2項につきましては、生活保護世帯の低所得者が該当する第1号の被保険者について減額する規定となっております。3万5,100円。月額で2,925円とするものです。次のページ以降の第4条から第10条までの条文中の文字の挿入、平仮名の漢字変換などにつきましては、厚生労働省からあらかじめ示された今回の改正につきましての条例の例示文に基づきまして、法制執務上必要と判断した分について今回修正を行うものとなっております。また第15条では、市町村が被保険者に対して行うことができる質問検査権について、その対象を旧来第1号被保険者の配偶者もしくは世帯主その他世帯に属するもの、またはこれらであったもの、から、第1号、これは65歳以上の被保険者のこととございます。その部分を削除することによりまして、40歳から64歳までの第2号被保険者を含むすべての被保険者が対象となるものでございます。最後のページをお開きください。附則といたしまして第1項で、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。また、経過措置として、第2項で改正後のあさぎり町介護保険条例の第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料、本年3月分までの保険料ということになります。なお従前のおりとするものでございます。以上で説明終わります。よろしくお願ひいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明を終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありません。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第61号

◎議長（山口 和幸君） 日程第20、議案第61号、あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、施設及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。議案第61号、あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。介護保険法及び老人福祉法の規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い本条例等の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条の第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは議案第61号を説明いたします。今般条例等ありますのは3つの条例についてそれぞれの条例の上位法令となっております厚生労働省の省令の改正に伴いまして、関連す

る条例の改正を行うものとなっております。改正する条例につきましては、あさぎり町を指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、通所指定地域密着型サービスの基準とされているものでございます。次に、あさぎり町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。これが指定地域密着型介護予防サービスの基準と呼ばれているものでございます。3番目に、あさぎり町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。これが指定介護予防支援等の基準というふうに言われているものでございます。以上の3つの条例の一部改正となっております。改正の主な趣旨、内容といたしましては、介護医療院の創設に関する事項。次に地域包括支援センターの機能強化に関する事項。3番目に介護施設における認知症の方への身体的拘束の適正化に関する事項などがそれぞれ明記された改正内容となっております。なお改正条文につきましては、省令の改正法に準じて改正を行っているものでございますが、今回の改正に合わせて引用法令の条項の番号の繰り下げについても改正の内容に含んでおります。それぞれの改正条例の概要につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。まず19ページをお願いいたします。あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ですが、20ページ21ページにかけて、定期的に利用者の居宅を巡回して行う訪問介護サービスにおけるオペレーター職員の経験業務期間、夜間における対応などの要件が緩和措置となっております。この点につきましては、1項の条文で施設の種類ごとの改正点においても同様な改正内容となっております。次に中ほど追加で第12号、介護医療院という名前が、今回の改正条文の中の多くの箇所でも挿入されております。今回の介護保険法施行規則の改正で新しく創設された、施設の種類となっております。介護医療院は、今後増加が見込まれております慢性期や、医療や介護事業への対応のために、毎日の医療が必要な介護度が高い人の受入れ、看取り、終末期の対応も兼ね備えた生活のできる施設として位置づけられたものでございまして、これは新しい介護保険施設となります。次の22ページから23ページにかけては、事業者が開催するサービス担当者会議の根拠条例を県の条例から、今回議案第50号で可決いただきました条例に変更する内容となっております。次の24ページの下から2行目になります。第40条では介護医療連携会議の開催については、年間の開催回数が緩和されております。次のページをお願いいたします。25ページの中段、第4項につきましては、同一建物内の利用者に対するサービスについての努力義務を実施義務に強化する内容となっております。2ページほどとびまして27ページの中程ごらんください。第60条の25で規定している指定療養通所介護事業所における利用定員につきましては、9名から18名へ上限要件の緩和措置となっております。次に30ページをお開きください。第66条でユニット型施設の場合の1日当たりの入居者の数と、通所利用者の数を各ユニットごとに3人以下から、12人以下と緩和するものとなっております。少しとびまして37ページをお開きください。次の38ページにかけては、第118条では指定認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針を定めておりますけれども、第7項において、新たに身体拘束の適正化のための措置について、第1号から第3号までを規定したものとなっております。この点につきましては、以降の各条文においても、施設の種類ごとに同様の内容を追加で定めております。次に43ページをお願いいたします。第166条は、入所者が医療機関に入院した場合の入院期間中の中入院期間中の取り扱いについて定めております。新しく第166条の2として、あらかじめ緊急時の対応を定めておかなければならない旨今回追加されたものでございまして、以降の条文についても、施設の種類ごとに追加で定めた内容となっております。次に、46ページから54ページにかけての追加条文につきましては、夜間及び深夜の時間帯の業務従事者や、宿直勤務者の人数について、町の指定権限となっております地域密着型のサテライト型施設の追加部分の挿入、また、関係職員の配置基準を追加で定めたものとなっております。最後に55ページをお開きくだ

さい。附則では経過措置といたしまして、現行の介護療養病床の医療機関が、今回追加になっております介護医療院への移行を行う場合における各専門職員の配置基準や、施設内の必要な設備の整備などについては、平成36年までの6年間は経過措置期間として延長することができるという旨を規定したものとっております。2番目の条例です。57ページをお願いいたします。あさぎり町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正です。この条例は、町が指定する地域密着型介護予防サービス施設運営基準の一部改正で、対象が要支援認定の一・二の方になります。先に説明しました条例改正と同様で、第6条で新しい施設としての介護医療院の追加。58ページから次のページにかけて、認知症対応型の通所介護事業の拡大を図る観点からのユニット型利用定員の1日当たりの利用者の数の見直しの部分的な追加となっております。63ページをお願いいたします。認知症対応型共同生活介護事業者における身体拘束等の適正化を先ほどの改正条例と同様に追加で定める内容となっております。次に64ページをお願いいたします。3番目の条例といたしまして、あさぎり町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、第3条に規定している基本方針で、第4項、町、地域包括支援センターを初めとした関係機関の連携を定めております。ここに、今回障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法と申しておりますが、に規定している指定特定相談支援事業者が追加されました。このことは、地域包括ケアシステムの強化の具体策の一つといたしまして、地域共生型社会の実現に向けた、新しい共生型サービスとして、厚生労働省所管の各法律の枠を超えた仕組みが必要であるというようなことから、高齢者と障害のある方が同じ事業所でサービスを受けやすくするために位置づけられたものとなっております。65ページになります。第7条では、指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターが行う予防支援の提供を行うに当たっての内容と手続の説明及び同意について規定しておりますが、第2項で、ケアマネージャーが作成するケアプランの利用者への説明に際しては、利用者の希望に応じて、利用する施設の選択肢があることを説明しなければならない。そして理解を求めなければならないこと。第3項では、施設の利用に関して病院への入院の必要が生じた場合には、担当職員の氏名や連絡先を入院先の医療機関に伝えることを求める旨の規定が追加となったものでございます。最後に、67ページでは利用者が病気治療に係る情報の医療機関への提供、及びケアプランの主治医への交付など、ケアマネージャーの責務が強化された内容での改正となっております。最後に、本改正条例の施行日は平成30年4月1日から施行するとしております。冒頭説明いたしました厚生労働省の省令改正の施行日に合わせたものとなっております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第62号

◎議長（山口 和幸君） 日程第21、議案第62号、あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第62号、あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。熊本県国民健康保険実施方針との整合性を保つため本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条の第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。あけていただいて2ページ、をお願いいたします。新旧対照表ですけれども、今回の改正は、先ほど申し上げましたけれども、平成30年度からの国保国民健康保険の県単位化に伴いまして、熊本県が運営の実施方針を定めます。その中で、市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進というものがございまして、それに向けた取り組みの中で、市町村事務の標準化ということがございます。その一つとして、第4条で、被保険者としらないものとして、老人福祉法に基づく養護老人ホーム等に入所されている方で所得が極めて低い方を被保険者としないように定めてあったんですが、これの根拠となる当時の厚生省の通知が廃止されておりまして、それに伴いまして、今回第4条の1項を削除するものでございます。それから、3ページの第6条葬祭費でございまして、これについても熊本県の実施方針の中で、葬祭費の支給金額が市町村によって2万円、2万5,000円、3万円とばらつきがありますが、県内どこに住んでいても共通の給付が得られるようにということで、後期高齢者医療の葬祭費と同じ2万円に県下統一するものでございます。この条例の施行日は平成30年4月1日から施行するということでございます。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第63号

◎議長（山口 和幸君） 日程第22、議案第63号、あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第63号、あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条の第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） はい。あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。2ページ以降の新旧対照表のほうでございますけれども、今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の中で、病院等に入院入所、または入居中の被保険者の特例ということがございまして、今までは、国民健康保険法においては、あさぎり例えばあさぎり町の方が、他の町の施設に入所された場合に、その国民健康保険は住居地特例ということで、住所を移した施設のある町ではなくて、もと住んでいたあさぎり町が医療費等の国保のほうを見るようになっております。ただ、後期高齢者医療の場合は、入所されてるところで、75歳になって、後期高齢者医療の被保険者になった場合に、今まではその施設のあるところの町の後期高齢者被保険者ということになっておりました。今回、高齢者の医療の確保に関する法律の改正がございまして、国保国民健康保険と同様に、75歳で後期高齢者医療保険の対象になった被保険者になった方も、住所地特例として従前の市町村の後期高齢者医療の被保険者とするという改正ございましたところで、今回の改正をするものでございます。それから、附則の3ページでございますけれども、附則の第2条、平成20年度における被保護費扶養者であった、被保険者の納期の特例でございますが、これが今まで、条例の中に残ってございましたので今回の改正に合わせてこの部分を削除するものでございます。附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 3番、加賀山です。私も老人施設におりましたので、本当にあの特例っていうのをちょっといつも見ておりました。あさぎり町には5つですね特別養護老人ホームというのがありまして、あさぎり以外から入っていらっしゃる方もかなりありますのでこの該当者の方が多かったんですが、今回そのこの後期高齢者医療をですね、特例が該当するということは、多分町の負担のほうは、ちょっと軽くなるのかなと思ったんですが、どれぐらいの数値ていうか、になるのかちょっと教えてください。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） はい。対象者がどれぐらいおられるかというのはまだつかんでおりませんが、30年4月1日以降の事務の流れとしまして、年齢到達予定者の情報を該当する住所地の該当する従前の特例のところにお知らせするっていうことがございます。で、あさぎり町としては、他のところに入らっしゃるあさぎり町の方の分を、情報をいただいて、その分が向こうの住所地特例の分になるということですので、まだ事務としては動いておりませんのでちょっとわかりません。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 一応法として出る場合には、実際にどれぐらいの人が該当になるのか、また町の方でどれぐらいの方が他の町村のほうでなるのかっていうのはですね、大きな数字になると思いますので、早目早目に対応をお願いしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） はい。数字は正確につかんで予算とかですね、御迷惑かけないようにしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 他にありませんか。ほかに質疑はないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第64号

◎議長(山口 和幸君) 日程第23、議案第64号、あさぎり町おかどめ幸福駅売店条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第64号、あさぎり町おかどめ幸福駅売店条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。おかどめ幸福駅売店開業に伴い、使用料を定めるため本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条の第1項第1項の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 商工観光課長。

●商工観光課長(北口 俊朗君) はい。それでは議案第64号の説明をいたします。2ページの新旧対照表で説明いたします。12月議会におきまして条例改正を行い、その際には、レンタサイクルの使用料だけを定めておりましたけれども、指定管理者の自主的な運営や、施設の効果的な活用が図れるよう、今回体験交流施設につきまして使用料を定めるものであります。使用料につきましては、表の通りになります。この条例につきましては、平成30年4月1日より施行するということになります。以上です。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。いいですか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第65号

◎議長(山口 和幸君) 日程第24、議案第65号、あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第65号、あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。社会体育施設の集約化を図るため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法96条の第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 議案第65号について御説明いたします。平成30年度事業におきまして、須恵地区体育館、旧中学校体育施設になりますけれども、その解体工事を計画しております。それに伴いまして今回須恵地区体育館に関する条文を削除するものでございます。2ページの新旧対照表にて説明をさせていただきます。第2条に名称及び位置の表がございますけれども、1番下の枠、旧中学校体育施設の下から2行目、須恵地区体育館、あさぎり町須恵1,860番地を削除。また、3ページにあります、別表をこれ使用料関係の表になりますけれども、1番下の備考欄です。須恵地区体育館は全面の場合上記使用料及び賃借料の2分の1の額とするの文言を削除するものでございます。本条例は施行日を平成30年4月1日からとしております。以上で説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第66号

◎議長（山口 和幸君） 日程第25、議案第66号、球磨郡公立多良木病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第66号、球磨郡公立多良木病院企業団の共同処理に関する共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するためには、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（竹下 正男君） それでは、議案第66号について御説明申し上げます。提案理由にもありましたように、一部事務組合球磨郡公立多良木病院企業団の共同処理する事務を変更し規約を変更するものです。次のページをお願いいたします。その2行目の球磨郡公立多良木病院企業団は、第1号医療法に基づく病院の設置及び管理運営、それから第8号の病児病後児保育事業の運営に関するまでが、現在の事務の共同処理になっております。裏面のページの新旧対照表をお願いいたします。この対象者につきましては、第9号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、第5条第8項に基づく短期入所事業の運営といたしまして、一部変更するものであります。短期入所事業というものはですね、居宅において介護を行う家族の疾病その他の理由により、医療的ケアが必要な障害者、障害児の方に一時的に短期入所をしていただき、入浴、排せつ、食事等を含めた支援を行うものでございます。附則といたしまして、この規約は知事の許可の日から施行する。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これから議案第66号を採決します。

◎議長（山口 和幸君） 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時29分

◎議長（山口 和幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第26 議案第81号

◎議長（山口 和幸君） 日程第26、議案第81号、あさぎり町おかどめ幸福駅売店の指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第81号、あさぎり町おかどめ幸福駅売店の指定管理者の指定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって、同条第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。議案第81号について説明いたします。2枚目をお開きください。2社より、プロポーザル方式で御提案いただきまして審査した結果、指定管理者が、ごらんとおり決まっております。施設の名称としましては、あさぎり町おかどめ幸福駅売店、所在地、あさぎり町免田西1438番地1。名称及び代表者、株式会社、球磨の黒豚 代表、椎葉博人。指定期間が、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで3年間となっております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第81号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山口 和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、お疲れ様でした。

午後3時32分 散 会